

# 令和5年度税制改正の概要

所得税法等の改正	本文 参照頁
<b>1 特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失に係る純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の特例の創設</b>	
(1) 事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失（以下「特定被災事業用資産の損失」といいます。）を有する者の特定被災事業用資産の損失による純損失の金額及び特定非常災害発生年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間が5年（改正前：3年）とされました。 ① 青色申告者でその有する事業用資産等の価額のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、特定非常災害発生年において生じた純損失の金額 ② 青色申告者以外の者でその有する事業用資産等の価額のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、特定非常災害発生年において生じた被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失との合計額	63
(2) 居住者の有する住宅家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間が5年（改正前：3年）とされました。	64
<b>2 暗号資産の評価の方法の改正</b>	
(1) 自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額がその発行のために要した費用の額とされました。	67
(2) 暗号資産信用取引について、他の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいうこととされました。	67
<b>3 給与所得者の特定支出控除の特例の改正</b>	
(1) 次に掲げる支出については、キャリアコンサルタントが特定支出に該当する旨の証明をし、その発行された証明書を確定申告書等に添付することで、特定支出控除の適用を受けることができることとされました。	70

① 研修費（教育訓練に係る部分に限ります。）	
② 資格取得費（教育訓練に係る部分に限ります。）	
(2) 給与等の支払者による特定支出に該当する旨の証明について、その申出と証明の方法について、書面以外の方法によることが認められました。	71
<b>4 貸倒引当金制度の改正</b>	73
個別評価貸金等に係る貸倒引当金の繰入事由のうち、その貸金等に係る債務者について生じた更生計画認可の決定・再生計画認可の決定等の事由に基づきその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることに、その貸金等に係る債務者について法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じたことによりその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることが追加されました。	
<b>5 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等の改正</b>	
(1) 納税の猶予を受けようとする者が非上場株式等に該当する株式を担保として供する場合には、その株式を担保として供することを約する書類その他の書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとされました。	77
(2) 納税の猶予を受けようとする者は、非上場株式等に該当する合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分について、その社員の持分を担保として供することを約する書類その他の書類を納税地の所轄税務署長に提出することにより、担保として供することができることとされました。	77
<b>6 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲の改正</b>	79
特定公益増進法人の範囲に、福島国際研究教育機構が追加されました。	
<b>7 個人事業者が提出する各種届出書の改正</b>	
(1) 個人事業者がその事業を開始した場合に行う届出書等の提出を一括で行えるよう、次に掲げる届出書等の記載事項が簡素化されました。	82
① 開業等の届出書	
② 給与等の支払をする事務所の開設等の届出書	
③ 納期の特例に関する承認の申請書	
④ 青色申告承認申請書	
⑤ 青色専従者給与に関する届出書	
(2) 個人事業者がその事業を廃止した場合に行う届出書等の提出を一括で行えるよう、次に掲げる届出書の提出期限をその年分の所得税の確定申告期限とする等の見直しが行われました。	83
① 開業等の届出書	
② 青色申告書による申告をやめる旨の届出書	

<b>8 給与所得者の扶養控除等申告書に関する改正</b>	86
<p>給与所得者の扶養控除等申告書及び従たる給与についての扶養控除等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。</p>	
<b>9 給与所得者の保険料控除申告書に関する改正</b>	90
<p>給与所得者の保険料控除申告書について、申告者との「続柄」の記載が不要とされました。</p>	
<b>10 給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書の電子交付の特例の改正</b>	91
<p>給与等の支払をする者が、その給与等の支払を受ける者からの給与所得の源泉徴収票（給与支払明細書）の交付に代えて行うその源泉徴収票（給与支払明細書）に記載すべき事項の電磁的方法による提供についての承諾を得ようとする場合において、その支払をする者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があったものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかったときは、当該承諾を得たものとみなすこととされました。</p>	
<b>11 源泉徴収票の提出方法の改正</b>	93
<p>給与支払者又は公的年金等支払者が、給与所得の源泉徴収票又は公的年金等の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を市区町村の長に提出した場合には、これらの報告書に記載された給与等又は公的年金等については、その給与支払者又は公的年金等支払者は、それぞれ給与所得の源泉徴収票又は公的年金等の源泉徴収票の税務署長への提出をしたものとみなすこととされました。</p>	
<b>12 支払調書等の提出方法の改正</b>	94
<p>調書等の提出義務者のうち電子情報処理組織（e-Tax等）又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならない者が、その調書等に記載すべき事項を記録した光ディスク等の提出をもって調書等の書面による提出に代えるための事前承認等の手続が不要とされました。</p>	
<b>13 資金決済に関する法律の改正に伴う所得税法等の整備</b>	
<p>資金決済に関する法律の一部改正に伴い、次の措置が講じられました。</p>	
(1) 株式等の譲渡の対価の受領者の告知及び信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等について、次の措置が講じられました。	102
<p>① 特定信託受益権の譲渡をした者がその譲渡の対価で金銭以外のものの支払を受ける場合には告知を要しないこととされるとともに、その支払をする者等はその支払等に関する調書の提出を要しないこととされました。</p>	

② 株式等の譲渡の対価の支払者等の範囲に、特定信託受益権の譲渡についてその売買等の媒介、取次ぎ又は代理の委託を受けた電子決済手段等取引業者が追加されました。	
(2) 電子決済手段等取引業者は、その顧客からの依頼により国外電子決済手段移転等（その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額が100万円以下のものを除きます。）をしたときは、その国外電子決済手段移転等ごとに、その顧客の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の種類その他の事項を記載した国外電子決済手段移転等調書を、その国外電子決済手段移転等をした日の属する月の翌月末日までに、その国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。	103
(3) 所得税法上の有価証券の範囲から特定信託受益権が除外されるとともに、それに伴う所要の整備が行われました。	111
(4) 確定申告において国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合における「確定申告書」又は年末調整における税額の過不足の額の計算上、国外居住親族に係る扶養控除の額等に相当する金額の控除を受けようとする場合における「給与所得者の扶養控除等申告書」若しくは「給与所得者の配偶者控除等申告書」に添付等をすべき送金関係書類の範囲に、「電子決済手段等取引業者の書類又はその写しでその電子決済手段等取引業者が居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によってその居住者からその国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの」であって、「その年において生活費等に充てるための支払を行ったことを明らかにするもの」が追加されました。	111

<b>租税特別措置法等（所得税関係）の改正</b>	本文 参照頁
<b>第一 金融・証券税制の改正</b>	
<b>1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正</b>	
(1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間等が令和5年12月31日までとされました。	122
(2) 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新NISA）が改組され、勘定設定期間及び非課税期間の期限が廃止されるとともに、特定累積投資勘	122

定（つみたて投資枠）にその勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に受け入れられる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円までに、特定非課税管理勘定（成長投資枠）にその勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に受け入れられる上場株式等の取得対価の額の合計額が240万円までに拡充されました。また、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れられる上場株式等の取得対価の額の合計額等は1,800万円までと、特定非課税管理勘定に受け入れられる上場株式等の取得対価の額の合計額等は1,200万円までとされました。	
(3) 非課税口座年間取引報告書の記載事項が簡素化されました。	130
<b>2 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正</b>	135
未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日においてその未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、その継続管理勘定に移管しないことを依頼する旨の書類に記載された未成年者口座内上場株式等を除き、同日にその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等をその継続管理勘定に移管することとされました。	
<b>3 特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の創設</b>	
(1) 令和5年4月1日以後に、特定株式会社の設立特定株式を払込みにより取得をした居住者等（その特定株式会社の発起人であることその他の要件を満たすものに限ります。）は、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額からその設立特定株式の取得に要した金額の合計額（その一般株式等に係る譲渡所得等の金額及びその上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度）を控除することとされました。なお、その年中の適用額が20億円を超える場合には、その適用を受けた年の翌年以後、その適用を受けた設立特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額を一定の計算により圧縮することとされています。	137
(2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる株式の範囲に、上記(1)の居住者等が取得をした設立特定株式が追加されました。	142
<b>4 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の改正</b>	
(1) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる特定株式の範囲に、中小企業等経営強化法施行規則の一部改正により追加された	147

特定新規中小企業者に該当する株式会社により発行される株式が追加されました。	
(2) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の適用を受けた特例控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額については、適用額が20億円を超えたときに適用額から20億円を控除した残額を控除することとされました。	148
(3) 特定中小会社の確認手続において必要な添付書類が一部削減されました。	150
<b>5 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の改正</b>	
(1) 適用対象となる特定新規株式の範囲に、中小企業等経営強化法施行規則の一部改正により追加された特定新規中小企業者に該当する株式会社（試験研究費等の合計額の出資金額に対する割合に係る要件及びその基準が緩和された株主グループの有する株式数に係る要件その他の要件を満たすものに限ります。）で営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であること等の要件を満たすものにより発行される株式が追加されました。	153
(2) 特定新規中小会社の確認手続において必要な添付書類が一部削減されました。	154
<b>6 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の改正</b>	156
適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうちその新株予約権の行使は付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うこととの要件を、付与決議の日においてその設立の日以後の期間が5年未満であること等の要件を満たす株式会社が新株予約権を付与する場合には、その新株予約権の行使は付与決議の日後15年を経過する日までの間に行うこととされました。	
<b>7 株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例の改正</b>	157
適用対象から株式交付の直後の株式交付親会社が一定の同族会社に該当する場合は除外されました。	
<b>8 認定株式分配に係る課税の特例の創設（所得税に関する部分）</b>	157
一定の要件に該当する株式分配を適格株式分配とみなす制度の創設に伴い、所得税法施行令の規定の適用について所要の整備が行われました。	
<b>第二 土地・住宅税制の改正</b>	
<b>1 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の改正</b>	160
適用停止期間が令和8年3月31日まで3年延長されました。	
<b>2 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正</b>	
(1) 適用対象から、特定の民間再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡が除外されました。	162

(2) 開発許可を受けて行う一団の住宅地造成の用に供するための土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定されました。	163
① 市街化区域と定められた区域	
② 市街化調整区域と定められた区域	
③ 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち、用途地域が定められている区域	
(3) 都市再生特別措置法による民間都市再生事業計画の認定を受けた一定の要件を満たす都市再生事業の認定事業者に対する土地等の譲渡について、都市開発事業の規模要件を都市再生特別措置法施行令の改正前と同様とするための所要の規定の整備が行われました。	163
(4) 適用期限が令和7年12月31日まで3年延長されました。	163
<b>3 空き家に係る居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の改正</b>	
適用期限が令和9年12月31日まで4年延長されるとともに、次の措置が講じられました。	
(1) 適用対象に、相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の譲渡又はその被相続人居住用家屋とともにするその相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡をした場合（これらの譲渡の時からこれらの譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、次に掲げる場合に該当することとなったときに限ります。）を加えることとされました。	168
① その被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合	
② その被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、又はその全部が滅失をした場合	
(2) 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合における特別控除額が2,000万円とされました。	169
<b>4 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除の改正</b>	172
その譲渡をした低未利用土地等が次に掲げる区域内にある場合における低未利用土地等の譲渡の対価の額の要件が800万円以下（改正前：500万円以下）に引き上げられた上で、その適用期限が令和7年12月31日まで3年延長されました。	
(1) 市街化区域と定められた区域	
(2) 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち、用途地域が定められている区域	
(3) 所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域（(1)及び(2)の区域を除	

きます。)

## 5 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等の改正

次の見直しが行われた上で、その適用期限が令和8年12月31日（一部は同年3月31日）まで3年延長されました。

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 既成市街地等の内から外への買換えに係る措置が、制度の対象から除外されました。  | 176 |
| (2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えに係る措置について、譲渡資産から次の区域内にある土地等、建物及び構築物が除外されました。   | 176 |
| ① 令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区となった区域  |     |
| ② 令和2年4月1日前に公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の第二種区域となった区域  |     |
| (3) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換えに係る措置について、課税の繰延べ割合が次のとおり見直されました。  | 176 |
| ① 譲渡をした譲渡資産が集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い一定の地域内にある主たる事務所資産に該当し、取得をした又は取得をする見込みである買換資産が集中地域以外の地域内にある主たる事務所資産に該当する場合には、課税の繰延べ割合が90%（改正前：80%）に引き上げられました。 |     |
| ② 譲渡をした譲渡資産が集中地域以外の地域内にある主たる事務所資産に該当し、取得をした又は取得をする見込みである買換資産が集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い一定の地域内にある主たる事務所資産に該当する場合には、課税の繰延べ割合が60%（改正前：70%）に引き下げられました。 |     |
| (4) 日本船舶の買換えに係る措置について、次の見直しが行われました。   | 177 |
| ① 譲渡船舶のうち建設業及びひき船業の用に供される船舶から平成23年1月1日以後に建造されたものが除外されるとともに、譲渡船舶の船齢要件における船齢が次の船舶の区分に応じそれぞれ次の期間に見直されました。  |     |
| イ 海洋運輸業の用に供されている船舶……20年（改正前：25年）  |     |
| ロ 沿海運輸業の用に供されている船舶……23年（改正前：25年）  |     |
| ハ 建設業又はひき船業の用に供されている船舶……30年（改正前：35年）  |     |
| ② 買換資産について、譲渡をした船舶に係る事業と同一の事業の用に供される船舶に限定されるとともに、海洋運輸業の用に供される船舶及び   |     |

沿海運輸業の用に供される船舶の環境負荷低減に係る要件の見直しが行われました。	
(5) 本特例（同一年内に譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得をする場合に限り ります。）の適用要件に、納税地の所轄税務署長に本特例の適用を受ける 旨の届出をすることが追加されました。	179
<b>6 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え 及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例の改正</b>	182
適用対象となる買換資産の範囲から、特定民間再開発事業の施行される地 区内で行われる特定の民間再開発事業の施行により建築された中高層の耐火 建築物等が除外されました。	
<b>第三 事業所得等に係る税制の改正</b>	
<b>1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正</b>	
(1) 新たな役務の開発に係る試験研究費の範囲の見直しが行われました。	196
(2) 一般試験研究費の額に係る特別税額控除制度	196
① 税額控除割合が次の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：10%）とさ れました。	
イ ロの場合以外の場合……11.5%から、12%から増減試験研究費割合 を減算した割合に0.25を乗じて計算した割合を減算した割合（下限： 1%）	
ロ その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 ……8.5%	
② 令和8年までの各年分については、税額控除割合は、上記①にかかわ らず、次の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：14%）とされました。	
イ 増減試験研究費割合が12%を超える場合（ハの場合を除きます。） ……11.5%に、その増減試験研究費割合から12%を控除した割合に 0.375を乗じて計算した割合を加算した割合	
ロ 増減試験研究費割合が12%以下である場合（ハの場合を除きます。） ……11.5%から、12%からその増減試験研究費割合を減算した割合に 0.25を乗じて計算した割合を減算した割合（下限：1%）	
ハ その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 ……8.5%	
③ 令和6年から令和8年までの各年分のうち次の年分（開業年の年分及 び比較試験研究費の額が0である年分を除きます。）については、税額 控除額の上限に、その年分の調整前事業所得税額に次の年分の区分に応 じそれぞれ次の割合（イの年分及び試験研究費割合が10%を超える年分 のいずれにも該当する年分にあつては、イの割合と下記④の税額控除額	

の上限の特例により計算した割合とのうちいずれか高い割合) を乗じて計算した金額を加算することとされました。

イ 増減試験研究費割合が4%を超える年分……その増減試験研究費割合から4%を控除した割合に0.625を乗じて計算した割合(上限:5%)

ロ 増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合が4%を超える年分(試験研究費割合が10%を超える年分を除きます。)……0から、その満たない部分の割合から4%を控除した割合に0.625を乗じて計算した割合(上限:5%)を減算した割合

④ 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除割合の特例及び税額控除額の上限の特例の適用期限が、令和8年まで3年延長されました。

⑤ 基準年比売上金額減少割合が2%以上の場合の税額控除額の上限の特例は、その適用期限(令和5年末)の到来をもって廃止されました。

### (3) 中小企業技術基盤強化税制

① 中小事業者税額控除限度額の特例のうち増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例について、適用要件となる増減試験研究費割合が9.4%超から12%超に引き上げられ、その逡増率が0.35から0.375に引き上げられた上、その適用期限が令和8年まで3年延長されました。

② 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の税額控除額の上限の特例について、増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除額の上限の特例とされた上、その適用期限が令和8年まで3年延長されました。

③ 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除額の上限の特例の適用期限が、令和8年まで3年延長されました。

④ 基準年比売上金額減少割合が2%以上の場合の税額控除額の上限の特例は、その適用期限(令和5年末)の到来をもって廃止されました。

### (4) 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度

① 特定新事業開拓事業者との共同研究及び特定新事業開拓事業者に対する委託研究に係る税額控除割合が25%とされ、新事業開拓事業者等との共同研究及び新事業開拓事業者等に対する委託研究が特掲の対象から除外されました。

② 対象となる試験研究に高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究が追加され、その税額控除割合が20%とされました。

③ 特別研究機関等に福島国際研究教育機構が追加されました。

198

199

<b>2 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正</b>	
次の見直しが行われた上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	
(1) 対象資産から、次の要件のいずれにも該当する機械及び装置が除外されました。	206
① その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであること。	
② 要する人件費が少額な一定のサービス業（中小事業者の主要な事業であるものを除きます。）の用に供するものであること。	
(2) 対象資産のうち船舶について、総トン数が500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶に限定されました。	206
<b>3 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等<sup>けん</sup>を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正</b>	210
承認地域経済牽引事業に係る要件の見直しが行われた上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	
<b>4 特定中小事業者が特定経営力向上設備等<sup>けん</sup>を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正</b>	212
対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除きます。）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外された上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	
<b>5 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正</b>	
デジタルトランスフォーメーション投資促進税制について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	
(1) 令和5年4月1日前に認定の申請がされた認定事業適応計画に係る資産が対象から除外されました。	214
(2) 生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の見直しが行われました。	214
<b>6 特定船舶の特別償却制度の改正</b>	
特定船舶の特別償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。	
(1) 特定船舶のうち特定海上運送業を営む個人の認定外航船舶確保等計画に記載された認定外航船舶に係る特別償却割合が、次の区分に応じそれぞれ次のとおり引き上げられました。	216
① 認定外航船舶のうちその認定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画	

に従って取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶であることにつき証明がされたもの……次の船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次の割合

イ 日本船舶に該当する特定先進船舶……32% (改正前：20%)

ロ 日本船舶に該当しない特定先進船舶……30% (改正前：18%)

ハ 日本船舶に該当する船舶のうち特定先進船舶以外のもの……29% (改正前：17%)

ニ 日本船舶に該当しない船舶のうち特定先進船舶以外のもの……27% (改正前：15%)

② 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従って取得し、又は製作されたものであることにつき証明がされたもの（上記①の船舶を除きます。）……次の船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次の割合

イ 日本船舶に該当する特定先進船舶特定先進船舶……30% (改正前：20%)

ロ 日本船舶に該当しない特定先進船舶……28% (改正前：18%)

ハ 日本船舶に該当する船舶のうち特定先進船舶以外のもの……27% (改正前：17%)

ニ 日本船舶に該当しない船舶のうち特定先進船舶以外のもの……25% (改正前：15%)

(2) 対象資産について次の見直しが行われました。

218

① 対象となる海洋運輸業の用に供される船舶から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶で、その貸付けを受けた者の海洋運輸業の用に供されるものが除外されました。

② 対象となる沿海運輸業の用に供される船舶の総トン数に係る要件が、500トン以上（改正前：300トン以上）に引き上げられました。

(3) 特定先進船舶の範囲の見直しが行われました。

218

(4) 経営合理化及び環境負荷低減に係る要件の見直しが行われました。

218

## 7 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の改正

次の見直しが行われた上、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。

(1) 対象資産に、耐震装置が追加されました。

220

(2) 令和7年4月1日以後に取得等をした特定事業継続力強化設備等の特別償却割合が、16%（改正前：18%（令和5年4月1日前に取得等をしたものについては、20%））に引き下げられました。

220

<b>8 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正</b>	
(1) 半島振興対策実施地域に係る措置について、対象地区から過疎地域等に係る措置の対象地区が除外された上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	223
(2) 離島振興対策実施地域に係る措置について、離島振興法の離島振興計画に記載された区域及び事業に係る措置に見直された上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	223
(3) 奄美群島に係る措置について、対象地区から過疎地域等に係る措置の対象地区が除外された上、その適用期限が令和6年3月31日まで1年延長されました。	225
<b>9 医療用機器等の特別償却制度の改正</b>	226
医療用機器に係る措置における高度な医療の提供に資する機器につき対象機器の追加及び除外がされた上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	
<b>10 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度の改正</b>	
次の見直しが行われた上、事業再編計画の認定期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	
(1) 対象となる認定事業再編計画が、その認定事業再編計画に係る事業再編が良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に特に資する一定の措置を行うものである場合におけるその認定事業再編計画に限定されました。	228
(2) 割増償却割合が、35%（建物等及び構築物については、40%）（改正前：40%（建物等及び構築物については、45%））に引き下げられました。	228
<b>11 特定都市再生建築物の割増償却制度の改正</b>	
次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。	
(1) 対象となる民間都市再生事業計画のうち特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定要件の見直しが行われました。	229
(2) 特定都市再生緊急整備地域内において整備される建築物に係る都市再生事業の要件のうち、その都市再生事業の施行される土地の区域内に整備される建築物の延べ面積要件が、7万5,000㎡以上（改正前：5万㎡以上）に引き上げられました。	229

<b>12 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例の改正</b>	
(1) 農業経営基盤強化準備金制度の適用期限が、令和7年3月31日まで2年延長されました。また、適用対象となる個人に関する改正が行われていません。	230
(2) 農用地等を取得した場合の課税の特例について、対象となる特定農業用機械等が一定の規模のものに限定されました。	231
<b>13 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の改正</b>	232
適用期限が令和8年まで3年延長されました。	
<b>14 被災代替資産等の特別償却制度の改正（改正後：被災代替船舶の特別償却制度）</b>	
次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。	
(1) 東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物等、構築物、機械装置又は船舶に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をしてその個人の事業の用に供した場合の措置の対象資産から、建物等、構築物及び機械装置が除外されました。	233
(2) 建物等、構築物又は機械装置で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその個人の事業の用に供した場合の措置は、その適用期限（令和5年3月31日）の到来をもって廃止されました。	233
<b>第四 その他の改正</b>	
<b>1 特定の基準所得金額の課税の特例（「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」）の創設</b>	234
個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円を超えるものについては、その超える部分の金額の22.5%相当額からその年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課することとされました。	
<b>2 給付金等の非課税等の改正</b>	
(1) 「支援給付金」について所得税を課さないこととされるとともに、その給付を受ける権利は、国税の滞納処分により差し押さえることができないこととされました。	245
(2) 自立支援資金貸付事業における新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者に対する生活支援費の貸付けに係る債務免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さないこと等とされました。	247

## 法人税法等の改正

本文  
参照頁

### 1 暗号資産

- |  |     |
|--|-----|
| <p>(1) 期末時価評価の対象となる暗号資産の範囲から、内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されている一定のもの（特定自己発行暗号資産）が除外されました。一定のものは、その発行の時から継続して次の①又は②の要件に該当する暗号資産とされています。</p> <p>① その暗号資産につき、他の者に移転することができないようにする技術的措置であって、次の要件の全てに該当するものがとられていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ その移転することができない期間が定められていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ その技術的措置が、その暗号資産を発行した内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある他の者を含みます。）の役員及び使用人その他一定の者のみによって解除をすることができないものであること。</p> <p>② その暗号資産が信託で次の要件の全てに該当するもの（受益者等課税信託に限ります。）の信託財産とされていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ その信託の受託者が信託会社のみであり、かつ、その信託の受益者等がその暗号資産を発行した内国法人のみであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ その信託に係る信託契約において、その信託の受託者がその信託財産に属する資産及び負債を受託者等以外の者に譲渡しない旨が定められていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ その信託に係る信託契約において、その暗号資産を発行した内国法人によって、その信託の受益権の譲渡及びその信託の受益者等の変更をすることができない旨が定められていること。</p> | 256 |
| <p>(2) 自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額がその発行のために要した費用の額とされるとともに、暗号資産の1単位当たりの帳簿価額はその暗号資産の種類ごとに、かつ、次の暗号資産の区分ごとに算出することとされました。</p> <p>① 特定自己発行暗号資産</p> <p>② 特定自己発行暗号資産以外の暗号資産</p>   | 258 |
| <p>(3) 内国法人が特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなったときは、その該当しないこととなった時において、その暗号資産をその時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、その暗号資産をその帳簿価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度</p>  | 258 |

の所得の金額を計算することとされました。	
(4) 暗号資産信用取引について、他の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいうこととされました。	258
<b>2 寄附金の損金不算入</b>	
寄附金の損金不算入制度について、次の見直しが行われました。	
(1) 指定寄附金に、学校法人設立準備法人に対して支出された寄附金であって、学校法人の設立に必要な費用に充てられるもののうち、その学校法人設立準備法人がその寄附金の募集につき一定の要件を満たすものとして届出書を財務大臣に提出した日から令和10年3月31日までの間に支出されたもの（その届出書の提出に対して受理書の交付を受けたその学校法人設立準備法人に対して支出されたものに限り。）の全額が追加されました。	262
(2) 特定公益増進法人の範囲に、福島国際研究教育機構が追加されました。	264
(3) 特定労働者協同組合が支出した一般の寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額及び特別損金算入限度額について、所要の改正が行われました。	264
<b>3 その他</b>	
(1) 公共法人の範囲に、国立健康危機管理研究機構及び福島国際研究教育機構が追加されました。	267
(2) 土地改良法の改正に伴い、公共法人が事業年度の中途において収益事業を行う公益法人等又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合の事業年度の特例、公共法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合の所得の金額の計算等所要の措置が講じられました。	267
(3) 有価証券の範囲から、資金決済に関する法律に規定する特定信託受益権が除外されました。	272
(4) 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算について、次の見直しが行われました。	274
① 累積所得金額又は累積欠損金額の計算において、移行日における資本金等の額を減算することとされました。	
② 合併前累積所得金額又は合併前累積欠損金額の計算において、適格合併に係る被合併法人の適格合併の日の前日の属する事業年度終了の時のにおける資本金等の額に相当する金額を減算することとされました。	
(5) 森林環境税の創設に伴う所要の改正が行われました。	276
(6) 通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度が通算親法人の事業年度終了の日に終了する場合におけるその通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書の提出期限等について、所要の改正が行われました。	277

(7) 青色申告の承認の申請及び取りやめについて、次の見直しが行われました。	279
① 青色申告の承認申請書の記載事項が簡素化されました。	
② 青色申告の取りやめの届出書の提出期限が、その青色申告書の提出をやめようとする事業年度の確定申告書の提出期限とされました。また、その記載事項が簡素化されました。	

<b>租税特別措置法等（法人税関係）の改正</b>	本文 参照頁
<b>1 税額控除関係</b>	
(1) 中小企業者等の法人税率の特例の適用期限が、令和7年3月31日まで2年延長されました。	356
(2) 研究開発税制について、次の見直しが行われました。	
① 新たな役務の開発に係る試験研究費の範囲の見直しが行われました。	307
② 一般試験研究費の額に係る特別税額控除制度	307
イ 税額控除割合が次の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：10％）とされました。	
（イ）（ロ）の場合以外の場合……11.5％から、12％から増減試験研究費割合を減算した割合に0.25を乗じて計算した割合を減算した割合（下限：1％）	
（ロ） その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合……8.5％	
ロ 令和8年3月31日までに開始する各事業年度については、税額控除割合は、上記イにかかわらず、次の区分に応じそれぞれ次の割合（上限：14％）とされました。	
（イ） 増減試験研究費割合が12％を超える場合（ハ）の場合を除きます。）……11.5％に、その増減試験研究費割合から12％を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算した割合	
（ロ） 増減試験研究費割合が12％以下である場合（ハ）の場合を除きます。）……11.5％から、12％からその増減試験研究費割合を減算した割合に0.25を乗じて計算した割合を減算した割合（下限：1％）	
（ハ） その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合……8.5％	

ハ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち次の事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が0である事業年度を除きます。）については、税額控除額の上限に、当期の調整前法人税額に次の事業年度の区分に応じそれぞれ次の割合（イの事業年度及び試験研究費割合が10%を超える事業年度のいずれにも該当する事業年度にあっては、イの割合と下記ニの税額控除額の上限の特例により計算した割合とのうちいずれか高い割合）を乗じて計算した金額を加算することとされました。

(イ) 増減試験研究費割合が4%を超える事業年度……その増減試験研究費割合から4%を控除した割合に0.625を乗じて計算した割合（上限：5%）

(ロ) 増減試験研究費割合が0に満たない場合のその満たない部分の割合が4%を超える事業年度（試験研究費割合が10%を超える事業年度を除きます。）……0から、その満たない部分の割合から4%を控除した割合に0.625を乗じて計算した割合（上限：5%）を減算した割合

ニ 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除割合の特例及び税額控除額の上限の特例の適用期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました。

ホ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上の場合の税額控除額の上限の特例は、その適用期限（令和5年3月31日）の到来をもって廃止されました。

### ③ 中小企業技術基盤強化税制

イ 中小企業者等税額控除限度額の特例のうち増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例について、適用要件となる増減試験研究費割合が9.4%超から12%超に引き上げられ、その逡増率が0.35から0.375に引き上げられた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。

ロ 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の税額控除額の上限の特例について、増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除額の上限の特例とされた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。

ハ 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除額の上限の特例の適用期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました。

ニ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上の場合の税額控除額の上限の特例は、その適用期限（令和5年3月31日）の到来をもって廃止さ

<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 特定新事業開拓事業者との共同研究及び特定新事業開拓事業者に対する委託研究に係る税額控除割合が25%とされ、新事業開拓事業者等との共同研究及び新事業開拓事業者等に対する委託研究が特掲の対象から除外されました。</li> <li>ロ 対象となる試験研究に高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究が追加され、その税額控除割合が20%とされました。</li> <li>ハ 特別研究機関等に福島国際研究教育機構が追加されました。</li> </ul> </li> </ul>	310
<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度           <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 組織再編成があった場合における比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算について、手続等の見直しが行われました。</li> </ul> </li> </ul>	319
<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 中小企業投資促進税制について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象資産から、次の要件のいずれにも該当する機械装置が除外されました。               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであること。</li> <li>ロ 要する人件費が少額な一定のサービス業（中小企業者等の主要な事業であるものを除きます。）の用に供するものであること。</li> </ul> </li> <li>② 対象資産のうち船舶について、総トン数が500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶に限定されました。</li> </ul> </li> </ul>	332
<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 地域経済<sup>けん</sup>牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別償却割合又は税額控除割合の引上げに係る措置について、次の見直しが行われました。               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 措置の対象に、次の要件の全てを満たす場合が追加されました。                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 対象事業者の平均付加価値額が50億円以上であること。</li> <li>(ロ) 承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。</li> <li>(ハ) 労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。</li> </ul> </li> <li>ロ 承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域内である場合等に先進性に係る要件を満たすこととする特例により主務大臣の確認を受けた場合は、この措置の適用を受けること</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	337

はできないこととされました。

- ② 承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件について、先進性に係る要件の評価精度向上に向けた運用改善及び対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額に係る要件等の見直しが行われました。 338
- (5) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除きます。）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外された上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。 349
- (6) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度のうちデジタルトランスフォーメーション投資促進税制について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。 352
- ① 令和5年4月1日前に認定の申請がされた認定事業適応計画に係る資産が対象から除外されました。
- ② 生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の見直しが行われました。

## 2 特別償却関係

- (1) 特定船舶の特別償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。
- ① 特定船舶のうち特定海上運送業を営む法人の認定外航船舶確保等計画に記載された特定外航船舶に係る特別償却割合が、次の区分に応じそれぞれ次のとおり引き上げられました。 357
- イ 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従って取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶であることにつき証明がされたもの……次の船舶のいずれに該当するかに応じそれぞれ次の割合
- (イ) 日本船舶に該当する特定先進船舶……32%（改正前：20%）
- (ロ) 日本船舶に該当しない特定先進船舶……30%（改正前：18%）
- (ハ) 日本船舶に該当する船舶のうち特定先進船舶以外のもの……29%（改正前：17%）
- (ニ) 日本船舶に該当しない船舶のうち特定先進船舶以外のもの……27%（改正前：15%）
- ロ 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従って取得し、又は製作されたものであることにつき証明がされたもの（上記イの船舶を除きます。）……次の船舶のいずれに該当す

るかに応じそれぞれ次の割合	
(イ) 日本船舶に該当する特定先進船舶……30% (改正前：20%)	
(ロ) 日本船舶に該当しない特定先進船舶……28% (改正前：18%)	
(ハ) 日本船舶に該当する船舶のうち特定先進船舶以外のもの……27% (改正前：17%)	
(ニ) 日本船舶に該当しない船舶のうち特定先進船舶以外のもの……25% (改正前：15%)	
② 対象資産について次の見直しが行われました。	359
イ 対象となる海洋運輸業の用に供される船舶から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶で、その貸付けを受けた者の海洋運輸業の用に供されるものが除外されました。	
ロ 対象となる沿海運輸業の用に供される船舶の総トン数に係る要件が、500トン以上 (改正前：300トン以上) に引き上げられました。	
③ 特定先進船舶の範囲の見直しが行われました。	359
④ 経営合理化及び環境負荷低減に係る要件の見直しが行われました。	359
(2) 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却制度は、廃止されました。	365
(3) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、研究所用の施設の取得等資金に係る要件が4億円以上 (改正前：3億5,000万円以上) に引き上げられた上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	366
(4) 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、次の見直しが行われた上、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	369
① 対象資産に、耐震装置が追加されました。	
② 令和7年4月1日以後に取得等をした特定事業継続力強化設備等の特別償却割合が、16% (改正前：18% (令和5年4月1日前に取得等をしたものについては、20%)) に引き下げられました。	
(5) 共同利用施設の特別償却制度について、共同利用施設のうち建物の取得価額要件が600万円以上 (改正前：400万円以上) に引き上げられた上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	370
(6) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しが行われました。	
① 半島振興対策実施地域に係る措置について、対象地区から過疎地域等に係る措置の対象地区が除外された上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	375

② 離島振興対策実施地域に係る措置について、離島振興法の離島振興計画に記載された区域及び事業に係る措置に見直された上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	375
③ 奄美群島に係る措置について、対象地区から過疎地域等に係る措置の対象地区が除外された上、その適用期限が令和6年3月31日まで1年延長されました。	378
(7) 医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置における高度な医療の提供に資する機器につき対象機器の追加及び除外がされた上、制度の適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	380
(8) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度について、次の見直しが行われた上、事業再編計画の認定期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。	
① 対象となる認定事業再編計画が、その認定事業再編計画に係る事業再編が良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に特に資する一定の措置を行うものである場合におけるその認定事業再編計画に限定されました。	382
② 割増償却割合が、35%（建物等及び構築物については、40%）（改正前：40%（建物等及び構築物については、45%））に引き下げられました。	382
(9) 特定都市再生建築物の割増償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。	
① 対象となる民間都市再生事業計画のうち特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定要件の見直しが行われました。	385
② 特定都市再生緊急整備地域内において整備される建築物に係る都市再生事業の要件のうち、その都市再生事業の施行される土地の区域内に整備される建築物の延べ面積要件が、7万5,000㎡以上（改正前：5万㎡以上）に引き上げられました。	386
<b>3 準備金等関係</b>	
(1) 原子力発電施設解体準備金制度は、廃止されました。	387
(2) 特定原子力施設炉心等除去準備金制度の適用期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました。	392
(3) 農業経営基盤強化準備金制度の適用期限が、令和7年3月31日まで2年延長されました。また、適用対象法人に関する改正が行われています。	389
(4) 農用地等を取得した場合の課税の特例について、対象となる特定農業用機械等が一定の規模のものに限定されました。	392

#### 4 土地税制関係

- (1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率について、次の改正が行われました。 395
- ① 優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡に係る適用除外措置について、次の見直しが行われた上、その期限及び確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等の譲渡に係る適用除外措置の期限が令和7年12月31日まで3年延長されました。
- イ 対象から既成市街地等内において行われる特定の民間再開発事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡が除外されました。
- ロ 都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成が行われる一定の住宅地造成事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡に係る開発許可について、次の区域内において行われる開発行為に係るものに限定されました。
- (イ) 市街化区域と定められた区域
- (ロ) 市街化調整区域と定められた区域
- (ハ) 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち、用途地域が定められている区域
- ② 適用停止措置の期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。
- (2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用停止措置の期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました。 396
- (3) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。
- ① 既成市街地等の内から外への買換えに係る措置が、制度の対象から除外されました。 397
- ② 航空機騒音障害区域の内から外への買換えに係る措置について、譲渡資産から次の区域内にある土地等、建物及び構築物が除外されました。 397
- イ 令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区となった区域
- ロ 令和2年4月1日前に公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の第二種区域となった区域
- ③ 所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換えに係る措置について、圧縮割合が次のとおり見直されました。 397
- イ 譲渡をした譲渡資産が集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い一定の地域内にある本店資産に該当し、取得をした又は取得をする見込みである買換資産が集中地域以外の地域内にある本店資

産に該当する場合には、圧縮割合が90%（改正前：80%）に引き上げられました。

ロ 譲渡をした譲渡資産が集中地域以外の地域内にある本店資産に該当し、取得をした又は取得をする見込みである買換資産が集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い一定の地域内にある本店資産に該当する場合には、圧縮割合が60%（改正前：70%）に引き下げられました。

④ 日本船舶の買換えに係る措置について、次の見直しが行われました。 399

イ 譲渡船舶のうち建設業及びひき船業の用に供される船舶から平成23年1月1日以後に建造されたものが除外されるとともに、譲渡船舶の船齢要件における船齢が次の船舶の区分に応じそれぞれ次の期間に見直されました。

(イ) 海洋運輸業の用に供されている船舶……20年（改正前：25年）

(ロ) 沿海運輸業の用に供されている船舶……23年（改正前：25年）

(ハ) 建設業又はひき船業の用に供されている船舶……30年（改正前：35年）

ロ 買換資産について、譲渡をした船舶に係る事業と同一の事業の用に供される船舶に限定されるとともに、海洋運輸業の用に供される船舶及び沿海運輸業の用に供される船舶の環境負荷低減に係る要件の見直しが行われました。

⑤ 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用要件に、納税地の所轄税務署長に本制度の適用を受ける旨の届出をすることが追加されました。 402

## 5 その他の特別措置関係

(1) トン数標準税制について、次の見直しが行われた上、日本船舶・船員確保計画の認定期限が令和7年3月31日まで延長されました。 409

① 日本船舶等の純トン数に応じた利益の金額の計算の基礎となる日本船舶等の1日当たり利益金額について、純トン数を100で除して得た数に乗ずる金額が次の船舶及び純トン数の区分に応じそれぞれ次の金額に引き上げられました。

イ 日本船舶

(イ) 1,000トン以下の純トン数……130円（改正前：120円）

(ロ) 1,000トンを超え1万トン以下の純トン数……110円（改正前：90円）

(ハ) 1万トンを超え2万5,000トン以下の純トン数……70円（改正前：60円）

(ニ) 2万5,000トンを超える純トン数……40円（改正前：30円）

<ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 特定準日本船舶 <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 1,000トン以下の純トン数……195円（改正前：180円）</li> <li>(ロ) 1,000トンを超え1万トン以下の純トン数……165円（改正前：135円）</li> <li>(ハ) 1万トンを超え2万5,000トン以下の純トン数……105円（改正前：90円）</li> <li>(ニ) 2万5,000トンを超える純トン数……60円（改正前：45円）</li> </ul> </li> <li>② 日本船舶等を用いた対外船舶運航事業等による収入金額に係る所得の金額及び日本船舶等の純トン数に応じた利益の金額について、対外船舶運航事業等のうち認定計画に記載された計画期間内において営むものに係る金額に限定することとされました。</li> <li>③ 新たな日本船舶・船員確保計画の計画期間における日本船舶の隻数の増加割合要件の見直し等が行われました。</li> </ul>	
(2) 株式等対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例について、株式交付の直後の株式交付親会社が一定の同族会社に該当する場合には、本制度を適用しないこととされました。	414
(3) 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例は、廃止されました。	418
(4) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しが行われました。	419
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 制度の対象となる特定株式に、購入特定株式が追加されました。</li> <li>② 増資特定株式について、一の出資により取得した増資特定株式の取得価額の上限が50億円（改正前：100億円）に引き下げられました。</li> <li>③ 次の株式が、本制度の対象となる増資特定株式から除外されました。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有している法人がその特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合におけるその取得をする株式</li> <li>ロ 特別新事業開拓事業者の株式につき本制度の特別勘定を設けている又は設けていた法人がその特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合（その取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50%を超える議決権を有することとなる場合を除きます。）におけるその取得をする株式</li> </ul>	
(5) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例の適用期限が、令和9年3月31日まで3年延長されました。	438
(6) 投資法人に係る課税の特例における特例特定資産に係る措置について、対象となる投資法人の要件からその設立に際して発行をした投資口の発行価額の総額が1億円以上であることとの要件が除外された上、特例特定資	430

産の取得期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。

(7) 産業競争力強化法の事業再編計画の認定を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた法人が行う現物分配が認定株式分配に該当する場合には、その認定株式分配は株式分配に該当することとし、その認定株式分配でその認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数のその完全子法人の発行済株式の総数のうちに占める割合が20%未満となること等の一定の要件に該当するものは適格株式分配とみなす制度が創設されました。

(8) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限が、令和8年3月31日まで3年延長されました。

## 6 その他

次の制度について、公共法人が公益法人等又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合の取扱いの整備が行われました。

(1) 研究開発税制

(2) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度

(3) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度

(4) 法人税の額から控除される特別控除額の特例

(5) 中小企業向けの租税特別措置の適用停止

## 7 震災税特法関係

被災代替資産等の特別償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。

(1) 東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物等、構築物、機械装置又は船舶に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をしてその法人の事業の用に供した場合の措置の対象資産から、建物等、構築物及び機械装置が除外されました。

(2) 建物等、構築物又は機械装置で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその法人の事業の用に供した場合の措置は、その適用期限（令和5年3月31日）の到来をもって廃止されました。

<b>相続税法の改正</b>	本文 参照頁
<b>1 相続時精算課税制度の見直し</b>	
(1) 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の創設 相続時精算課税に係る贈与税について、基礎控除が設けられることとされました。	447
(2) 相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の価額の改正 贈与時に上記(1)の相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除により控除された額については、特定贈与者の死亡時に特定贈与者の相続税の課税価格に加算されないこととされました。	447
(3) 相続時精算課税選択届出書の提出方法の見直し 相続時精算課税の適用を受けようとする者が特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が上記(1)の相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除以下である場合には、相続時精算課税選択届出書のみを提出することができることとされました。	448
<b>2 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算対象期間等の見直し</b>	
(1) 加算対象期間の見直し 相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合に、当該被相続人の相続税の課税価格に加算される生前贈与の加算対象期間が相続開始前7年以内（改正前：3年以内）に延長されました。	449
(2) 加算される財産の価額の見直し 上記(1)により延長された相続開始前3年超7年以内に被相続人から贈与により取得した財産の価額については、総額100万円までは相続税の課税価格に加算されないこととされました。	449
<b>3 相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等の改正</b> 上記1及び2の改正に伴い、相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示を請求しようとする場合における開示の対象となる金額について、所要の見直しがされました。	450
<b>4 相続税についての更正、決定等の期間制限の特則の創設</b> 共同相続人等のうち一部の者から更正決定等を行うことができないこととなる日前6月以内に相続税について更正の請求がされた場合において、その請求に係る更正に伴いその請求をした者以外の共同相続人等に係る相続税の課税価格又は相続税額に異動を生ずるとき（一定の場合に限ります。）は、次の(1)又は(2)については、その請求があった日から6月を経過する日まで、	451

することができることとされました。

(1) 更正の請求をした者以外の共同相続人等に係る上記の課税価格又は税額に異動を生ずる相続税に係る更正又は決定

(2) (1)の更正若しくは決定又は(1)の相続税に係る期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴い相続税に係る加算税についてする賦課決定

#### 5 調書の提出の特例の改正

調書の提出義務者のうち電子情報処理組織又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならない者は、税務署長の承認を受けることなく、また、調書の提出期限の属する年以前の各年において光ディスク等を提出したことがない場合であっても、調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出ができることとされました。

452

### 租税特別措置法（相続税・贈与税関係）の改正

本文  
参照頁

#### 1 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等の改正

本特例の対象となる法人の範囲に、福島国際研究教育機構が追加されました。

454

#### 2 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の改正

次の見直しが行われた上、その適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。

(1) 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、受贈者が23歳未満である場合等に該当し、かつ、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、その死亡の日における管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与者の死亡に係る相続税の課税対象とする。

455

(2) 教育資金管理契約が終了した場合における贈与税の課税に当たっては、租税特別措置法第70条の2の5に規定する税率（特例税率）を適用しない。

457

(3) 本特例の適用対象となる教育資金の支払先である学校等の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設を加える。

457

#### 3 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の改正

結婚・子育て資金管理契約が終了した場合における贈与税の課税に当たっ

459

ては、租税特別措置法第70条の2の5に規定する税率（特例税率）を適用しないこととされた上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。

**4 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例の創設** 459

相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の金額を110万円とする措置が講じられました。

**5 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例の創設** 460

特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物がその贈与を受けた日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって相当の被害を受けた場合において、相続時精算課税適用者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、土地又は建物の贈与の時ににおける価額からその災害により被害を受けた部分に対応する金額として計算した金額を控除した残額が、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算又は算入されることとされました。

**6 医業継続に係る贈与税・相続税の納税猶予制度等の改正** 465

次の見直しが行われた上、本特例の対象となる認定医療法人の認定期限が令和8年12月31日まで3年3月延長されました。

- (1) 認定移行計画による持分なし医療法人への移行期限が認定移行計画の認定の日から5年（改正前：3年）とされました。
- (2) 厚生労働大臣等は、認定移行計画の変更（移行期限に係るものに限ります。）について認定をした場合には、遅滞なく、一定の事項を国税庁長官又は税務署長に通知しなければならないこととされました。

**7 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例等の改正** 466

相続時精算課税制度の見直しに伴い、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例等について所要の規定の整備がされました。

<b>租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正</b>	本文参照頁
<p><b>1 福島国際研究教育機構の創設に伴う非課税法人の範囲の改正</b> 非課税法人の範囲に福島国際研究教育機構が追加されました。</p>	467
<p><b>2 認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減措置の改正</b> 適用対象となる特定都市再生緊急整備地域内において施行される都市再生事業により整備される建築物の延べ面積要件を7万5,000㎡以上（改正前：</p>	468

5万㎡以上)に引き上げた上、その適用期限が3年延長されました。

### 3 租税特別措置の適用期限の延長

468

- (1) 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置等の適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。
- (2) 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減措置等の適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。
- (3) 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税措置の適用期限が令和13年3月31日まで8年延長されました。

## 国際課税関係の改正

本文  
参照頁

### 1 外国関係会社に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制)の見直し

#### (1) 特定外国関係会社に係る適用免除基準の見直し

473

特定外国関係会社に係る各事業年度の租税負担割合が27%以上(改正前:30%以上)である場合には、会社単位の合算課税を適用しないこととされました。

#### (2) 書類添付義務の見直し等

473

##### ① 添付対象外国関係会社の範囲の見直し

確定申告書に貸借対照表及び損益計算書その他の一定の書類を添付することとされている外国関係会社(以下「添付対象外国関係会社」といいます。)の範囲から次のいずれかに該当する事実がある部分対象外国関係会社(以下「添付不要部分対象外国関係会社」といいます。)が除外されました。

イ 各事業年度における部分適用対象金額が2,000万円以下であること。

ロ 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が5%以下であること。

##### ② 書類保存義務の創設

上記①の見直しに伴い、添付不要部分対象外国関係会社については、上記①の書類を保存しなければならないこととされました。

##### ③ 法人税申告書別表に係る改正

確定申告書に添付することとされている添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書の記載方法について、内国法人とその外国関係会社との関係を系統的に図示した書類を添付した場合には、

その書類に記載があるものについてはその明細書の記載を要しないこととされました。	
(3) 居住者に係る外国子会社合算税制、特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記の見直しを踏まえた所要の措置が講じられました。	474
<b>2 非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税制度の創設</b>	474
令和9年1月1日から令和13年12月31日までの間において非居住者（次に掲げる者のいずれかに該当するものを除きます。）につき生ずるカジノ行為の勝金に係る一時所得については、所得税を課さないこととされました。	
(1) 特定複合観光施設区域整備法の規定によりカジノ行為を行ってはならないこととされている者	
(2) 特定複合観光施設区域整備法の規定により入場料等を賦課するものとされている者	
(注) 上記の「カジノ行為の勝金に係る一時所得」は、カジノ行為（次に掲げるものを除きます。）の勝金に係る一時所得に限られます。	
① カジノ事業の免許の対象となるカジノ行為以外のカジノ行為	
② 設置運営事業の停止の命令等に違反して行われたカジノ行為	
<b>3 その他</b>	
(1) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の改正	483
適用期限が令和8年3月31日まで3年延長されました。	
(2) 振替国債等の利子の課税の特例等における非課税適用申告書等の電子情報処理組織による申請等の方法の改正	486
電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により振替国債等の利子の課税の特例等の次に掲げる書類を税務署長に対して提出する場合のファイル形式（改正前：PDF形式）を、XML形式又はCSV形式とすることとされました。	
① 非課税適用申告書	
② 特例書類	
③ 異動申告書等	
(3) 租税条約等実施特例法の改正	
① 新たな限度税率を定める租税条約に対応するための国内法の整備	487
租税条約の限度税率が住民税をも含めて規定されている場合における法人税の軽減額の計算に係る限度税率について、限度税率が7%である場合には5.9%の税率とすることとされました。	
② 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の適用がある場合に	489

<p>おける租税条約の適用手続に関する特例の改正</p> <p>上場株式等の配当等の支払の取扱者のその配当等に関する事項等の提供について、電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により提供することができることとされました。</p> <p>(注) 上記の電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により提供する場合におけるその提供に関するファイル形式は、CSV形式とされます。</p>	
<p>③ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の改正</p> <p>報告対象国の範囲について、6か国・地域の租税条約等の相手国等が追加されるとともに、1か国・地域の租税条約等の相手国等が除外されました。</p>	492
<p>④ 滞納処分免脱罪の適用対象の整備等に伴う徴収共助制度の改正</p> <p>イ 滞納処分免脱罪の適用対象の整備</p> <p>今般の国税徴収法の改正において、滞納処分免脱罪の適用対象の整備が行われたことに伴い、租税条約等の相手国等の租税の徴収の共助について同法の改正と同様の罰則規定の整備が行われました。</p> <p>ロ 滞納処分に関する調査手続等の見直し等</p> <p>今般の国税徴収法の改正において、滞納処分に関する調査手続等の見直し及び徴収職員の事業者等への協力を求める措置の整備が行われたことに伴い、租税条約等の相手国等の租税の徴収の共助について、同法の改正において整備された規定を準用するとともに、罰則規定についても同法の改正と同様の整備が行われました。</p>	494

<b>租税条約の締結</b>	本文参照頁
<p><b>1 日本・アゼルバイジャン租税条約の締結</b></p> <p>我が国とアゼルバイジャン共和国との間の租税条約が署名されました。条約の主な内容は以下のとおりです。</p> <p>(1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税することができること及び恒久的施設に帰属する利得は、本支店間の内部取引を網羅的に認識し、独立企業原則を厳格に適用して計算されることを規定しています。</p> <p>(2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、以下のとおり、源泉地国（所得が生ずる国）における課税の上限（限度税率）が設けられ、又は</p>	<p>502</p> <p>505 506 507</p>

課税が免除されることを規定しています。

	現行条約（注）	新条約
配 当	15%	7%
利 子	免税：政府受取等 10%：その他	免税：政府受取等 7%：その他
使用料	免税：著作権 10%：その他	7%

（注） アゼルバイジャンとの間では、現在、旧ソ連との条約が適用されています。

(3) 条約の規定に適合しない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。 515

(4) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援を行うことを規定しています。 516

(5) 条約の特典の濫用を防止するため、第三国内に存在する恒久的施設に帰属する所得に対して第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合については、条約の特典は認められないことを規定しています。 519

(6) 条約は、両国それぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要であり、条約は第211回国会で承認されました。）を経た後、外交上の経路を通じて、その国内手続の完了を確認する通告を相互に行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。 520

## 2 日本・アルジェリア租税条約の締結

我が国とアルジェリア民主人民共和国との間の租税条約が署名されました。条約の主な内容は以下のとおりです。

(1) 事業利得については、企業が進出先国内に支店等の恒久的施設を設けて事業活動を行っている場合に、その恒久的施設に帰属する利得に対してのみ、進出先国において課税することができることを規定しています。 528

(2) 投資所得（配当、利子及び使用料）については、以下のとおり、源泉地国（所得が生ずる国）における課税の上限（限度税率）が設けられ、又は課税が免除されることを規定しています。 530  
532  
533

配 当	5%：持分保有割合25%以上・保有期間365日以上（注） 10%：その他
利 子	免税：政府受取等 7%：その他

使用料	10%
-----	-----

(注) 持分は、日本法人支払の場合は議決権、アルジェリア法人支払の場合は資本を指します。

- |  |     |
|--|-----|
| (3) 条約の規定に適合しない課税は、両国の税務当局間の協議による合意に基づき解決されることを規定しています。  | 540 |
| (4) 国際的な脱税及び租税回避に効果的に対処するため、両国間における租税に関する情報交換及び租税債権の徴収に関する相互支援を行うことを規定しています。   | 541 |
| (5) 条約の特典の濫用を防止するため、条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合については、条約の特典は認められないことを規定しています。  | 544 |
| (6) 条約は、両国それぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要であり、条約は第211回国会で承認されました。）を経た後、外交上の経路を通じて、その国内手続の完了を確認する通告を相互に行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。 | 545 |

## 消費税法等の改正

本文  
参照頁

### 一 適格請求書等保存方式に係る見直し

- |   |     |
|---|-----|
| 1 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間であって、適格請求書発行事業者の登録を受けなかったとしたならば免税事業者となる課税期間については、課税標準額に対する消費税額に8割を乗じて計算した額を仕入控除税額とすることができることとされました。                   | 548 |
| 2 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額（税込）が1回の取引で1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で仕入税額控除制度の適用が認められることとされました。 | 550 |
| 3 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合について、適格返還請求書の交付義務を課さないこととされました。   | 551 |
| 4 適格請求書発行事業者登録制度の手続の見直し   | 551 |

(1) 免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合には、登録申請書を当該課税期間の初日から起算して15日前の日（改正前：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までにその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならないこととされました。	
(2) 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める旨の届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、その届出書が、提出日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日（改正前：提出日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに提出されたときは、当該翌課税期間の初日から登録の効力を失うこととされました。	
(3) 令和5年10月1日後に免税事業者が適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受けようとする場合には、登録申請書に登録希望日（事業者が登録を希望する日であって、登録申請書を提出する日から15日を経過する日以後の日）を記載することとされました。	
<b>二 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し</b>	553
輸出物品販売場において免税購入された物品について、税務署長の承認を受けない譲渡又は譲受けがされた場合には、当該物品を譲り受けた者に対して譲り渡した者と連帯して免除された消費税を納付する義務を課すこととされました。	
<b>三 電子決済手段に係る課税関係の見直し</b>	554
消費税が非課税とされる支払手段に類するものの範囲に、資金決済に関する法律に規定する電子決済手段を加えることとされました。	
<b>四 その他の改正</b>	
1 特定複合観光施設区域整備法に規定する認定設置運営事業者が行った同法のカジノ業務に係る課税仕入れ等に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除制度を適用しないこととされました。	555
2 特例輸入者が帳簿への記載を省略する場合に保存することとされている輸入許可書等の帳簿代用書類の範囲に、当該帳簿代用書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととされました。	557
3 税関事務管理人制度について、税関長は、税関事務管理人及び引取納税管理人の届出がない場合において、税関事務管理人と併せて引取納税管理人となることを求めた者を特定税関事務管理人として指定するときは、その特定税関事務管理人を特定引取納税管理人として併せて指定することができることとする等の見直しが行われました。	559
4 国家戦略特別区域内に所在する施設に係る外国の保育士資格を有する者の	560

人員配置基準の特例が適用される認可外保育施設における利用料について、消費税非課税の対象とすることとされました。

5 消費税が非課税とされる身体障害者用物品について、個別商品についての所要の見直しが行われました。	561
---	-----

## 租税特別措置法等（間接税等関係）の改正

本文  
参照頁

### 一 酒税関係の改正

1 酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組みを適正かつ確実に 行うことができると認められるものとして、税務署長の承認を受けた承認酒 類製造者に対する酒税の税率の特例措置が創設されました。あわせて、「清 酒等に係る酒税の税率の特例措置」、「ビールに係る酒税の税率の特例措置」、 「被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例措置」は廃止し、 新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のための経過措置が講じられました。	564
---	-----

2 消費税の輸出物品販売場制度の見直しに伴い、輸出酒類販売場で購入され た免税酒類について、税務署長の承認を受けないで国内において譲渡等がさ れた場合には、当該免税酒類を譲り受けた者に対して当該免税酒類の譲渡等 をした者と連帯して免除された酒税を納付する義務を課すこととされました。	572
--	-----

### 二 たばこ税関係の改正

入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限が1 年延長されました。	573
--	-----

### 三 揮発油税及び地方揮発油税関係の改正

バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置の適用期限が5年延 長されました。	575
--	-----

### 四 石油石炭税関係の改正

1 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例に係る軽減・還付措置の 適用期限が3年延長されました。	577
--	-----

2 輸入農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税措置の適用期限が5年延長 されました。	578
---	-----

3 国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付措置の適用期限が5年延長 されました。	578
---	-----

4 非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の適用期限が5年延長されました。	579
--------------------------------------	-----

### 五 航空機燃料税関係の改正

1 航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を5年延長するとともに、税率	580
-------------------------------------	-----

	(1kl当たり)を18,000円(改正前:13,000円)等とすることとされました。	
2	沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を5年延長するとともに、税率(1kl当たり)を9,000円(改正前:6,500円)等とすることとされました。	582
3	特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を5年延長するとともに、税率(1kl当たり)を13,500円(改正前:9,750円)等とすることとされました。	582
<b>六 自動車重量税関係の改正</b>		
1	自動車重量税の免税等の特例措置について、その適用期限を3年延長した上で、燃費性能等に関する要件を段階的に見直すこととされました。	583
2	自動車重量税の納付の事実の確認等の特例措置について、次の見直しが行われました。	587
	(1) 自動車メーカー等が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣がその認定等を取り消したことに より自動車重量税の納付不足額が生じた場合に当該自動車メーカー等 に対して課する当該納付不足額に係る加算割合について、35%(改正前:10 %)に引き上げることとされました。	
	(2) 自動車メーカー等が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等 を受けたことを事由として国土交通大臣がその認定等を取り消したことに より自動車重量税の納付不足額が生じた場合に当該自動車メーカー等が納 付する自動車重量税の額について、法人税法上の損金の額に算入しないこ ととされました。	
3	車両安定性制御装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、歩行者検知機能を有する衝突被害軽減ブレーキを装備した一定のバス等及び貨物自動車を特例の対象に加えることとされました。	589
<b>七 印紙税関係の改正</b>		
1	独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第2項第3号に掲げる業務に関する文書を非課税文書とすることとされました。	591
2	新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が1年延長されました。	591
<b>八 その他間接税等関係の改正</b>		
1	特例輸入者が帳簿への記載を省略する場合に保存することとされている輸入許可書等について、当該輸入許可書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととされました。	592

<p>2 特定販売業者が課税済みの輸入製造たばこの輸出に係る還付を受けるための申請書の添付書類に輸出証明書に基づき当該輸出に関する明細を記載する際の当該輸出証明書について、当該輸出証明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととされました。</p>	593
<p>3 引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例の適用を受けるための承認申請書に輸入許可書等に基づき一定の事項を記載する際の当該輸入許可書等について、当該輸入許可書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととされました。</p>	594

<b>国税通則法等の改正</b>	本文 参照頁
<p>一 電子帳簿等保存制度の見直し</p>	
<p>1 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿の範囲の見直し</p> <p>優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる仕訳帳及び総勘定元帳以外の必要な帳簿の範囲について、一定の事項の記載に係るものに限定されました。</p>	608
<p>2 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し</p> <p>(1) 読み取った際の解像度等に関する情報の保存の要件の廃止</p> <p>国税関係書類のスキャナでの読み取りを行った際の解像度、階調及びその国税関係書類の大きさに関する情報の保存の要件が廃止されました。</p> <p>(2) 入力者等情報の確認の要件の廃止</p> <p>国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報の確認の要件が廃止されました。</p> <p>(3) スキャナで読み取りを行った国税関係書類と帳簿との関連性の確保の要件の見直し</p> <p>国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とその国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされるその国税関係書類の範囲について、重要書類に限定されました。</p>	610
<p>3 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し</p> <p>(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存へ移行することができなかったことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置の整備</p> <p>保存義務者が、電子取引を行った場合において、納税地等の所轄税務署</p>	612

長が保存要件に従ってその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、その保存義務者が国税に関する法律の規定によるその電磁的記録及び出力書面の提示又は提出の要求に応じることができるようにしているときは、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとされました。

- (2) 保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行おうとする保存義務者に対する対応（検索機能の確保の要件の整備）

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には検索機能の確保の要件を不要とする措置について、対象が次に掲げる場合とされました。

- ① 保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が5,000万円以下（改正前：1,000万円以下）である事業者である場合
- ② 保存義務者が、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合

## 二 加算税制度の見直し

### 1 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

期限後申告書の提出若しくは決定があった場合又はその期限後申告書の提出若しくは決定があった後に修正申告書の提出若しくは更正があった場合において、加算後累積納付税額（その加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実のうちその期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定前の税額（還付金の額に相当する税額を含みます。）の計算の基礎とされていなかったことについてその納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として一定の計算をした金額を控除した税額）が300万円を超えるときの無申告加算税の額は、加算後累積納付税額を次に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に次に定める割合（期限後申告書又は修正申告書の提出が、調査による更正又は決定を予知してされたものでない場合は、その割合から5%を減じた割合。1において同じです。）を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を次に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に次に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とされました。

- (1) 50万円以下の部分に相当する税額 15%
- (2) 50万円を超え300万円以下の部分に相当する税額 20%
- (3) 300万円を超える部分に相当する税額 30%

## 2 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備

621

期限後申告書若しくは修正申告書の提出（調査による更正又は決定を予知してされたものでない場合において、調査通知がある前に行われたものを除きます。）又は更正若しくは決定（以下「期限後申告等」といいます。）に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始したその国税（課税期間のないその国税については、その国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立したその国税）の属する税目について、無申告加算税（期限後申告書又は修正申告書の提出が、調査による更正又は決定を予知してされたものでない場合において、調査通知がある前に行われたものであるときに課されたものを除きます。）若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（以下「特定無申告加算税等」といいます。）を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合におけるその期限後申告等に基づき課する特定無申告加算税等の額は、通常課される無申告加算税の額又は重加算税の額に、その期限後申告等に基づき納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とされました。

### 三 その他納税環境整備関係の改正

#### 1 ダイレクト納付の利便性の向上

623

電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法による国税の納付の手続（ダイレクト納付の手続）が法定納期限に行われた場合（その税額が1億円（令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間は1,000万円、同年4月1日から令和10年3月31日までの間は3,000万円）以下である場合に限ります。）において、法定納期限の翌日までにその納付がされたときは、その納付は法定納期限においてされたものとみなして、延納及び附帯税（延滞税・不納付加算税）に関する規定を適用することとされました。

#### 2 公示送達制度の見直し

625

- (1) 公示送達は、公示事項をインターネットを利用する一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を税務署等の掲示場に掲示し、又は公示事項をその税務署等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとされました。
- (2) 上記(1)の公示事項について、送達すべき書類の名称の公示を不要とするとともに、送達すべき書類を特定するために必要な情報を公示するための措置を講ずることとされました。

<p><b>3 税理士に対する懲戒処分等の公告方法の電子化</b></p> <p>税理士に対する懲戒処分等の公告は、財務大臣が、遅滞なく税理士に対する懲戒処分等をした旨を、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法（インターネットを利用する方法）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもってしなければならないこととされました。</p>	630
<p><b>4 税理士試験合格者の公告方法の電子化等</b></p> <p>(1) 税理士試験合格者の公告方法等の電子化</p> <p>税理士試験合格者の公告等は、国税審議会会長が、公告事項を、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法（インターネットを利用する方法）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもってしなければならないこととされました。</p> <p>また、税理士試験合格者等の公告について、上記の公告事項が受験番号（改正前：氏名）とされました。</p> <p>(2) 税理士試験全科目免除者の公告の廃止</p> <p>税理士試験全科目免除者の公告が廃止されました。</p>	632
<p><b>5 スマートフォン用電子証明書を利用した e-Tax の利便性の向上</b></p> <p>電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により申請等を行う際に送信すべき電子証明書の範囲に、移動端末設備（スマートフォン）に搭載された移動端末設備用署名用電子証明書が追加されるとともに、電子情報処理組織（e-Tax）の利用（ログイン）の際に移動端末設備用利用者証明用電子証明書が搭載された移動端末設備（スマートフォン）を用いて電子利用者証明を行い、電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により申請等又は国税の納付を行う場合には、識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を入力することを要しないこととする等の整備が行われました。</p>	635
<p><b>6 滞納処分免脱罪の適用対象の整備</b></p> <p>滞納処分免脱罪の適用対象に、納税者が滞納処分の執行等を免れる目的で、その現状を改変して、その財産の価額を減損し、又はその滞納処分に係る滞納処分費等を増大させる行為をした場合が追加されました。</p>	638
<p><b>7 徴収職員の滞納処分に関する調査手続等の見直し</b></p> <p>(1) 滞納処分に関する調査手続等の整備</p> <p>① 滞納処分に関する調査に係る質問検査権について、その対象に、帳簿書類以外の物件が追加されるとともに、滞納処分に関する調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件の提示又は提出を求めることができることが法令上明確化されました。</p>	640

- ② 滞納処分に関する調査に係る質問検査権の行使先について、滞納者に対して過去に債権又は債務があったと認めるに足りる相当の理由がある者が含まれることが法令上明確化されました。
- ③ 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、その調査において提出された物件を留め置くことができること等が法令上明確化されました。
- (2) 納税の猶予の申請に係る事項に関する調査手続等の整備
- 納税の猶予の申請に係る事項に関する調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出を求め、又は調査において提出された物件を留め置くことができることとされました。
- 8 徴収職員の事業者等への協力を求める措置の整備** 644
- 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含みます。）に、その調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることが法令上明確化されました。
- 9 税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設等**
- (1) 税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令 645
- 財務大臣は、税理士等でない者が税務相談を行った場合（税理士法の別段の定めにより税務相談を行った場合を除きます。）において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けさせることによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、その税理士等でない者に対し、その税務相談の停止その他その停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができることとされました。
- (2) 上記(1)の命令をした旨の公告 647
- 財務大臣は、上記(1)の命令をしたときは、遅滞なくその旨を、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法（インターネットを利用する方法）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって公告しなければならないこととされました。
- (3) 税務相談を行った者に対する報告の徴取、質問又は検査の権限（調査権限） 648
- 国税庁長官は、上記(1)の命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、税務相談を行った者から報告を徴し、又は当該職員をしてそ

の者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができることとされました。

地方税法等の改正	本文 参照頁
<p><b>1 個人住民税</b></p>	
<p>(1) 所得割の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には、一定の純損失の金額及び雑損失の金額の繰越期間を3年から5年に延長することとされました。</p>	658
<p>(2) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 総務大臣による特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準に、一定の基準を加えることとされました。</p> <p>② 総務大臣は、指定をした都道府県等が指定基準のいずれかに適合しなくなった又は適合していなかったと認めるときは、指定を取り消すことができるものとされました。</p>	660
<p>(3) 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるものとされました。</p>	663
<p>(4) 国税のクラウドサービス等を利用した支払調書等の提出方法の整備を踏まえ、個人住民税に係る給与支払報告書等についても、クラウド等を利用して提出することができることとされました。</p>	663
<p>(5) 給与支払報告書等の提出義務者のうち地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならないものが、書面に代えて光ディスク等による提出をするための要件である市町村長の承認を不要とする等所要の措置を講ずることとされました。</p>	664
<p>(6) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加えることとされました。</p>	665
<p>(7) 所得割の納税義務者が配偶者控除の適用を受けている配偶者を有する場合における配偶者特別控除の適用関係について、所要の措置を講ずることとされました。</p>	666

## 2 地方法人課税（法人住民税・法人事業税）

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を含まないこととされました。  | 667 |
| (2) 法人税において福島国際研究教育機構を公共法人とすることを踏まえ、法人事業税においても同機構の行う事業について、非課税とする措置を講ずることとされました。                               | 667 |
| (3) 土地改良法の改正により、土地改良区から一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更制度が創設されたことを踏まえて、以下の措置を講ずることとされました。                                  | 667 |
| ① 公共法人が収益事業を行う公益法人等又は普通法人に該当することとなった場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、その事実が生じた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、同日の翌日から開始するものとされました。     |     |
| ② 公共法人が公共法人及び公益法人等以外の法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度においては、中間申告納付をすることを要しないものとする事とされました。                  |     |
| (4) 通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算法人の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、次のとおり改めることとされました。                       | 668 |
| ① その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、その事業年度終了の日から2月以内とする事とされました。                                   |     |
| ② その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について、法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用できることとする事とされました。                                      |     |
| (5) 一定の要件を満たす蓄電用の電気工作物を用いて電気を放電する事業を発電事業とすることに伴い、法人の事業税の分割基準について、所要の規定の整備を行うこととされました。                          | 668 |
| (6) 個人の事業税の納税義務者が特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合には、一定の損失の金額の繰越期間を3年から5年に延長することとされました。                           | 668 |
| (7) 国税のデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の見直しを踏まえ、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用するとともに、所要の規定の整備を行うこととされました。 | 668 |
| (8) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限   | 669 |

	を令和8年3月31日まで延長することとされました。	
(9)	電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一定の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとされました。	669
(10)	株式会社脱炭素化支援機構について、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額から政府の出資の金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずることとされました。	669
<b>3</b>	<b>不動産取得税</b>	
(1)	不動産取得税に係る質問検査権について、納税義務者にその者の取得に係る家屋を引き渡したと認められる者が対象となることを明確化することとされました。	670
(2)	税負担軽減措置等の創設 福島国際研究教育機構が取得する不動産について、非課税措置を講ずることとされました。	670
(3)	税負担軽減措置等の拡充	670
①	国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和7年に開催される国際博覧会への参加者が取得する博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の家屋について、非課税措置を講ずることとされました。	
②	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との間に家屋を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が取得する当該家屋について、非課税措置を講ずることとされました。	
③	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置について、都市再生緊急整備地域における認定事業の事業区域面積要件を、0.5ha以上（現行1ha以上）とした上、その適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました。	
④	特例事業者等が営む不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、保育所を新たに適用対象に加える一方で劇場を適用対象から除外する拡充等を行った上、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。	
(4)	税負担軽減措置等の延長	671
①	預金保険法等に規定する協定銀行が破綻金融機関等からの事業譲渡等に伴い取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。	

- ② 鉄道事業者が取得する全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を令和13年3月31日まで8年延長することとされました。
  - ③ 農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進計画等に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ④ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑤ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑥ 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑦ 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑧ 買取再販事業者が取得する不動産に係る税額の減額措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
- (5) 税負担軽減措置等の整理合理化 674
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置について、その対象となる貸家住宅の床面積の要件の見直しを行った上、その適用期限を令和7年3月31日まで延長することとされました。
- (6) 税負担軽減措置等の廃止 674
- ① 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置が廃止されました。
  - ② 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置が廃止されました。

#### 4 軽油引取税

(1) 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊が公用に供する軽油の輸入をする場合等について、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとされました。 675

(2) オーストラリア軍隊が国内において行う軽油の引取りについて、自衛隊と同等の条件で軽油引取税の課税免除措置を講ずることとされました。 675

#### 5 自動車税・軽自動車税

(1) 自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置いた上、3年間で段階的に引き上げることとされました。 676

(2) 自動車税及び軽自動車税種別割のグリーン化特例について、軽課措置等を維持しつつ、その適用期限を3年延長することとされました。 679

(3) 燃費・排ガス不正行為への対応 680

非課税対象車等に係る環境性能割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときに、当該認定等の申請をした者等を当該不足額に係る自動車について申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する等の特例措置について、次の見直しが行われました。

① 当該認定等の申請をした者等の不正行為に起因し環境性能割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき環境性能割の額は、当該不足額に100分の35（現行100分の10）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。

② ①の者が納付した環境性能割の額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。

(4) 日豪円滑化協定締結に伴う非課税措置 681

オーストラリア軍隊が所有する自動車及び軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、自動車税及び軽自動車税を非課税とする措置を講ずることとされました。

(5) 特例措置の延長等 681

① 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税環境性能割の非課税措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。

② 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付

きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。

- ③ 側方衝突警報装置を装備した自動車（新車に限る。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置について、一定の場合にその通常の取得額から一定の金額を控除することとした上で、その適用期限を2年延長することとされました。

## 6 固定資産税・都市計画税

- (1) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和3年度は、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置き、令和4年度は、商業地に係る課税標準額の上昇幅を半減させる特別な措置が講じられたところですが、令和5年度は規定の負担調整措置（課税標準額の上昇幅は評価額の5%）を適用することとされました。 682
- (2) 固定資産税に係る質問検査権について、納税義務者にその者の所有に係る家屋を引き渡したと認められる者が対象となることを明確化することとされました。 682
- (3) 市町村長が相続税法第58条第2項の規定により税務署長に対して行う通知について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行うことができることとされました。 682
- (4) 税負担軽減措置等の創設 682
- ① 労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る非課税措置が創設されました。
- ② 福島国際研究教育機構が所有する固定資産に係る非課税措置が創設されました。
- ③ 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置が創設されました。
- ④ バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る特例措置が創設されました。
- ⑤ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置が創設されました。
- (5) 税負担軽減措置等の拡充 686
- ① 博覧会協会との間に固定資産を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が博覧会協会に無償で貸し付ける一定の固定資産について、令和6年度から令和8年度までの固定資産税及び都市計画税に限り、非課税措置を講ずることとされました。

- ② 水素ステーションに係る課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の6分の5の額とした上、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長することとされました。
  - ③ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置について、事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にある認定事業にあつては一定のものに限定した上、その対象資産の取得期限を令和8年3月31日まで延長することとされました。
  - ④ 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置について、その対象に地方公共団体の補助を受けて取得したものを加えた上、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長することとされました。
  - ⑤ 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該鉄道施設に係る要件に一定の政府の補助を受けて取得することを加えた上、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長することとされました。
  - ⑥ 平成28年熊本地震の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和6年度まで2年度分延長することとされました。
  - ⑦ 平成28年熊本地震の被災代替家屋に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑧ 平成30年7月豪雨の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置について、その特例措置の適用期限を令和6年度まで2年度分延長することとされました。
  - ⑨ 平成30年7月豪雨の被災代替家屋に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑩ 平成30年7月豪雨の被災代替償却資産に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ⑪ 令和2年7月豪雨の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置について、その特例措置の適用期限を令和6年度まで2年度分延長することとされました。
- (6) 税負担軽減措置等の延長
- ① 都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る非課税措置及び取得した鉄道施設等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
  - ② 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置につい

て、その適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました。

- ③ 整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から経営分離される並行在来線の鉄道施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和13年3月31日まで8年延長することとされました。
- ④ 鉄道の安全性向上設備に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑤ 低床型路面電車に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑥ 公益財団法人及び公益社団法人が所有する能楽堂に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和6年度まで2年度分延長することとされました。
- ⑦ 国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾の荷さばき施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑧ 駅のバリアフリー施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑨ 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑩ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました。
- ⑪ 港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました。
- ⑫ 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置について、その令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑬ 所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑭ 農業協同組合等が取得した農林漁業者の共同利用機械等に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。
- ⑮ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました。
- ⑯ 市町村自転車活用推進計画に定められたシェアサイクル事業に係る課

税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。

⑰ 国際戦略港湾等における陸上電力供給設備に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。

⑱ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。

⑲ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する防災施設建築物に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。

⑳ 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置について、その適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました。

(7) 税負担軽減措置等の整理合理化

696

① 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に係る課税標準の特例措置について、対象資産から基盤技術研究円滑化法に規定する業務の用に供する資産を除外することとされました。

② 低炭素化に資する新規製造車両等に係る課税標準の特例措置について、環境性能要件（車体の軽量化）が付加された上、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。

③ 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置について、要件を限定した上、その適用期限を令和6年3月31日まで1年延長することとされました。

④ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置について、床面積要件等の見直しを行った上、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。

(8) 税負担軽減措置等の廃止

698

① 心身障害者を多数雇用する事業所に係る課税標準の特例措置について、廃止することとされました。

② 熊本地震の被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置について、廃止することとされました。

(9) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の一定の固定資産に係る課税標準の特例措置等について、所要の措置を講ずることとされました。

698

(10) 地方税関係手続用電子情報処理組織の定義について、行政機関の長の範囲に総務大臣を加えることとする等の措置を講ずることとされました。

698

(11) 道府県知事又は総務大臣が所有者に対して行う固定資産の価格等の通知について、所有者の申出がある場合には、当該価格等を電磁的方法により通知しなければならないこととする等の措置を講ずることとされました。	699
<b>7 事業所税</b>	
(1) 博覧会の会場内において設置される博覧会への参加者が博覧会に関して行う一定の事業の用に供する施設において行う事業について、令和9年3月31日まで、非課税とする措置を講ずることとされました。	699
(2) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人にあっては令和6年6月30日まで、個人にあっては令和5年分まで延長することとされました。	699
(3) 一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものにおいて行う事業に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。	699
(4) 土地改良法の改正により、土地改良区から一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更制度が創設され、これに伴い、公共法人が収益事業を行う公益法人等又は普通法人に該当することとなった場合の事業年度の計算について、所要の規定の整備を行うこととされました。	700
<b>8 航空機燃料譲与税</b>	701
航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置の適用期限を5年間延長の上、2年間は現行水準に据え置き、その後段階的にコロナ前の水準まで戻すこととされました。	
<b>9 納税環境整備</b>	
(1) 国税の無申告加算税及び無申告重加算税に係る加重措置の見直しを踏まえ、地方税においても、不申告加算金及び重加算金について、国税と同様に所要の措置を講ずることとされました。	703
(2) 国税の公示送達制度の見直しを踏まえ、地方税においても、国税と同様に所要の措置を講ずることとされました。	708
(3) 国税の滞納処分免脱罪の適用対象の整備を踏まえ、地方税においても、国税と同様に所要の措置を講ずることとされました。	709
(4) 国税の納税の猶予に関する調査手続の見直しを踏まえ、地方税においても、徴収の猶予の申請に関する調査手続について、国税と同様に所要の措置を講ずることとされました。	709

**国際課税関係の改正**  
**(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設等関係)**

本 文  
参 照 頁

一 法人税法関係

1 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設

(1) 納税義務者

内国法人（公共法人を除きます。）は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を納める義務があることとされました。

752

(2) 課税所得の範囲

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされました。

753

(3) 対象会計年度

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税期間は「対象会計年度」とされました。

753

(4) 定義等

① 特定多国籍企業グループ等

イ 特定多国籍企業グループ等

特定多国籍企業グループ等とは、原則として、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額以上である多国籍企業グループ等をいうこととされました。

753

ロ 連結等財務諸表

連結等財務諸表とは、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従って企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類等の一定の計算書類をいうこととされました。

ハ 企業グループ等

企業グループ等とは、次に掲げるものをいうこととされました。

(イ) 連結等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載され、又は記載されることとなる会社等（重要性の乏しいこと等の理由により連結の範囲から除かれ、又は除かれることとなる一定の会社等を含みます。）に係る企業集団のうち、最終親会社に係るもの

(ロ) 会社等（上記(イ)の企業集団に属するものを除きます。）のうち、その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの

ニ 多国籍企業グループ等

多国籍企業グループ等とは、次に掲げる企業グループ等をいうこととされました。

- (イ) 上記ハ(イ)の企業グループ等に属する会社等の所在地国が2以上ある場合のその企業グループ等その他これに準ずる企業グループ等
- (ロ) 上記ハ(ロ)の企業グループ等

② 導管会社等

導管会社等とは、収入等の全部が次に掲げるもののいずれかに該当する会社等をいうこととされました。

- イ 会社等（設立国以外の国又は地域の租税に関する法令において、その国又は地域に本店等の場所を有することにより、対象租税を課することとされるものを除きます。）の設立国の租税に関する法令において構成員の収入等として取り扱われる収入等
- ロ 会社等（いずれかの国又は地域の租税に関する法令において、その国又は地域に本店等の場所を有することにより、対象租税又は自国内最低課税額に係る税を課することとされるもの及び設立国に事業を行う場所を有するものを除きます。）の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令において構成員の収入等として取り扱われ、かつ、会社等の恒久的施設等に帰せられない収入等

③ 恒久的施設等

恒久的施設等とは、会社等の所在地国以外の国又は地域（③において「他方の国」といいます。）において会社等の事業が行われる場合における次に掲げる場所をいうこととされました。

- イ 条約等に基づいて他方の国における恒久的施設又はこれに相当するものとして取り扱われる事業が行われる場所
- ロ 条約等がない場合において、他方の国の租税に関する法令において当該他方の国においてその会社等の事業が行われる場所を通じて行われる事業から生ずる所得に対して租税を課することとされるときにおけるその事業が行われる場所
- ハ 他方の国に法人の所得に対して課される租税が存在しない場合において、OECD モデル租税条約第5条における恒久的施設又はこれに相当するもの
- ニ 他方の国においてその会社等の事業が行われる場所が上記イからハまでに掲げる場所に該当しない場合において、その所在地国の租税に関する法令においてその事業が行われる場所を通じて行われる事業から生ずる所得に対して租税を課することとされないときにおけるその事業が行われる場所

759

761

## ④ 所在地国

所在地国とは、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいうこととされました。

イ 会社等（導管会社等を除きます。） 次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域

(イ) 国又は地域の租税に関する法令において、当該国又は地域に本店等の場所を有することにより、法人税又は法人税に相当する税を課することとされる会社等 当該国又は地域

(ロ) 上記(イ)に掲げる会社等以外の会社等 その会社等の設立国

ロ 導管会社等（最終親会社等であるもの又は各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当するものを課することとされるものに限り、） その設立国

ハ 恒久的施設等 上記③イからハマまでに掲げる恒久的施設等の区分に応じそれぞれ上記③イからハマまでの他方の国

## ⑤ 所有持分

766

所有持分とは、連結等財務諸表の作成に用いる会計処理の基準によって会社等の純資産の部に計上されるその会社等に対する持分のうち利益の配当を受ける権利又は残余財産の分配を受ける権利が付されたものをいうこととされました。

## ⑥ 支配持分

767

支配持分とは、企業集団に係る連結等財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載され、又は記載されることとなる会社等その他の一定の会社等に対する所有持分の全部をいうこととされました。

## ⑦ 最終親会社等、中間親会社等及び被部分保有親会社等

767

イ 最終親会社等

最終親会社等とは、最終親会社又は上記①ハ(ロ)に掲げる会社等をいうこととされました。

ロ 中間親会社等

中間親会社等とは、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（恒久的施設等を除きます。）のうち、他の構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分を直接又は間接に有する構成会社等（最終親会社等、被部分保有親会社等及び各種投資会社等を除きます。）をいうこととされました。

ハ 被部分保有親会社等

被部分保有親会社等とは、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（恒久的施設等を除きます。）のうち、他の構成会社等又は共

同支配会社等に対する所有持分を直接又は間接に有し、かつ、非関連者における直接・間接の請求権割合が20%を超える構成会社等（最終親会社等及び各種投資会社等を除きます。）をいうこととされました。

⑧ 構成会社等

769

構成会社等とは、上記①ハ(イ)に掲げる企業グループ等に属する会社等（除外会社等を除きます。）及び上記①ハ(ロ)に掲げる会社等（除外会社等を除きます。）並びにそれらの会社等の恒久的施設等をいうこととされました。

⑨ 除外会社等

770

イ 意義

除外会社等とは、次に掲げる会社等をいうこととされました。

(イ) 政府関係会社等

(ロ) 国際機関関係会社等

(ハ) 非営利会社等

(ニ) 年金基金

(ホ) 最終親会社等である投資会社等又は最終親会社等である不動産投資会社等

(ヘ) 1又は2以上の保有会社等（上記(イ)から(ホ)までに掲げる会社等その他一定のものをいいます。）との間にその保有会社等による持分の所有その他の事由を通じた密接な関係がある会社等

ロ 除外会社等に関する特例

特定多国籍企業グループ等の選択により、上記イ(ヘ)に掲げる会社等を除外会社等に該当しないものとして扱うことができることとされました。

⑩ 共同支配会社等

776

共同支配会社等とは、次に掲げる会社等をいうこととされました。

イ 共同支配親会社等（最終親会社等の連結等財務諸表において持分法が適用され、又は適用されることとなる会社等で、最終親会社等における直接・間接の請求権割合が50%以上であるもの（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等その他一定の会社等を除きます。）

ロ 共同支配親会社等の連結等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載され、又は記載されることとなる会社等（除外会社等を除きます。)

ハ 上記イ又はロに掲げる会社等の恒久的施設等

⑪ 各種投資会社等

781

各種投資会社等とは、次に掲げる会社等をいうこととされました。

イ 投資会社等	
ロ 不動産投資会社等	
ハ 付随会社等	
ニ 保険投資会社等	
⑫ 無国籍会社等、無国籍構成会社等及び無国籍共同支配会社等	786
無国籍会社等とは、会社等又は恒久的施設等のうち所在地国がないものをいい、構成会社等のうち無国籍会社等に該当するものを無国籍構成会社等と、共同支配会社等のうち無国籍会社等に該当するものを無国籍共同支配会社等ということとされました。	
⑬ 被少数保有構成会社等	787
被少数保有構成会社等とは、構成会社等のうち、最終親会社等における直接・間接の請求権割合が30%以下であるものをいい、他の被少数保有構成会社等の支配持分を直接又は間接に有する被少数保有構成会社等（他の被少数保有構成会社等がその支配持分を直接又は間接に有しないものに限ります。）を被少数保有親構成会社等と、被少数保有親構成会社等がその支配持分を直接又は間接に有する被少数保有構成会社等を被少数保有子構成会社等ということとされました。	
⑭ 被少数保有共同支配会社等	788
被少数保有共同支配会社等とは、共同支配会社等のうち、共同支配親会社等における直接・間接の請求権割合が30%以下であるものをいい、他の被少数保有共同支配会社等の支配持分を直接又は間接に有する被少数保有共同支配会社等（他の被少数保有共同支配会社等がその支配持分を直接又は間接に有しないものに限ります。）を被少数保有親共同支配会社等と、被少数保有親共同支配会社等がその支配持分を直接又は間接に有する被少数保有共同支配会社等を被少数保有子共同支配会社等ということとされました。	
⑮ 個別計算所得等の金額	789
イ 個別計算所得等の金額の計算	
個別計算所得等の金額とは、次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定めるものとされました。	
(イ) 構成会社等 構成会社等個別計算所得等の金額（構成会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額に加算調整額を加算した金額から減算調整額を減算した金額をいい、国際海運業所得に係る特例等の一定の特例の適用がある場合にはその適用後の金額をいいます。）	
(ロ) 共同支配会社等 共同支配会社等個別計算所得等の金額（共同支配会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額に加算調整額を加	

算した金額から減算調整額を減算した金額をいい、国際海運業所得に係る特例等の一定の特例の適用がある場合にはその適用後の金額をいいます。)

ロ 当期純損益金額

(イ) 会社等の当期純損益金額

会社等の当期純損益金額は、各対象会計年度に係る特定連結等財務諸表の作成の基礎となる構成会社等又は共同支配会社等の税引後当期純損益金額をいうこととされました。ここでいう「税引後当期純損益金額」とは、最終親会社等財務会計基準（最終親会社等財務会計基準に基づくことが実務上困難であると認められる場合には、代用財務会計基準。ロにおいて同じです。）に基づき計算される構成会社等又は共同支配会社等の当期純利益金額又は当期純損失金額であって、特定連結等財務諸表の作成において必要とされる一定の会計処理が行われなかったものとしたならば算出されることとなる金額をいうこととされました。

(ロ) 恒久的施設等の当期純損益金額

恒久的施設等の当期純損益金額は、次に掲げる恒久的施設等の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました。

i 恒久的施設等（下記iiに掲げるものを除きます。） 最終親会社等財務会計基準に従って作成された又は作成されることとなる恒久的施設等の個別財務諸表に係るその最終親会社等財務会計基準に基づき計算された又は計算される恒久的施設等の当期純利益金額又は当期純損失金額（下記(ハ)において「恒久的施設等純損益金額」といいます。）

ii 上記③ニに掲げる恒久的施設等 上記③ニの他方の国においてその恒久的施設等を通じて行われる上記③ニの会社等の事業から生ずる収益の額（その会社等の税引後当期純損益金額の計算に用いられる会計処理の基準に基づき計算される収益の額で、その会社等の所在地国の租税に関する法令においてその会社等の所得の金額の計算上益金の額に算入されないものに限ります。）からその事業から生ずる費用の額（その会計処理の基準に基づき計算される費用の額で、その会社等の所在地国の租税に関する法令においてその会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入されないものに限ります。）を減算した金額

(ハ) 恒久的施設等の当期純損益金額の調整

恒久的施設等の個別財務諸表が、税務上恒久的施設等に帰せられ

るべきものとされる所得に係る財産及び損益の状況を記載した個別財務諸表（最終親会社等財務会計基準に従って作成されることとなるものに限ります。）と異なる場合には、その個別財務諸表に係るその最終親会社等財務会計基準に基づき計算される恒久的施設等純損益金額をもってその恒久的施設等の当期純損益金額とすることとされました。

(二) 本店と恒久的施設等との間の当期純損益金額の調整

構成会社等若しくは共同支配会社等が恒久的施設等を有する場合又は導管会社等に該当する構成会社等若しくは導管会社等に該当する共同支配会社等の事業がその構成会社等若しくはその共同支配会社等の構成員の恒久的施設等を通じて行われている場合には、これらの構成会社等又は共同支配会社等の税引後当期純損益金額には、これらの恒久的施設等の当期純損益金額を含まないものとされました。

⑯ 調整後対象租税額

イ 対象租税

対象租税とは、次に掲げる税をいうこととされました。ただし、モデルルールにおける所得合算ルール（IIR）、軽課税所得ルール（UTPR）及び適格国内ミニマム課税（QDMTT）により課することとされる税その他一定の税は対象租税に含まれません。

- (イ) 国又は地域の法令における所得に対する法人税又は法人税に相当する税（下記ロの税を除きます。）
- (ロ) 適格分配時課税制度により課される税
- (ハ) 上記(イ)の税と同一の税目に属する税で、特定の所得につき、徴税上の便宜のため、所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課されるもの
- (ニ) 特定の所得につき、所得を課税標準とする税に代え、収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課される税
- (ホ) 利益剰余金その他の純資産に対して課される税（所得と利益剰余金その他の純資産とに対して課される税を含みます。）

ロ 調整後対象租税額

(イ) 意義

調整後対象租税額とは、次に掲げる金額の合計額をいうこととされました。

- i 当期対象租税額
- ii 法人税等調整額に一定の調整を加えた金額（以下「繰延対象租

税額」といいます。)

iii 特定連結等財務諸表の作成の基礎となる個別財務諸表（純資産の項目又はその他の包括利益の項目に限ります。）に記載された一定の対象租税の額

(ロ) 当期対象租税額

当期対象租税額は、当期法人税等の額に被配分当期対象租税額（構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等である場合等の一定の場合において構成会社等又は共同支配会社等から他の構成会社等又は共同支配会社等に配分される対象租税の額をいいます。）を加算した金額に個別計算所得等の金額以外の金額に係る当期法人税等の額を減算する等の一定の調整を加えた金額をいうこととされました。

(ハ) 繰延対象租税額

繰延対象租税額は、調整後法人税等調整額（基準税率を上回る適用税率により算出された繰延税金資産又は繰延税金負債は基準税率により算出されたものとする等の一定の前提の下で算出した場合における法人税等調整額をいいます。）に一定の調整を加えた金額をいうこととされました。

(ニ) 過大であった過去対象会計年度における調整後対象租税額が少額である場合に係る特例

特定多国籍企業グループ等の選択により、構成会社等又は共同支配会社等の所在地国における国別の過去対象会計年度に係る過大であった調整後対象租税額の合計額が100万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たない場合には、「再計算国別国際最低課税額」の計算における調整を行わないことができることとされました。

⑰ 自国内最低課税額に係る税

883

自国内最低課税額に係る税とは、モデルルールにおける適格国内ミニマム課税（QDMTT）に対応するものとして定められており、外国の租税に関する法令において、その国又は地域を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される一定の税又はこれに相当する税をいうこととされました。

⑱ 基準税率

883

基準税率とは、15%をいうこととされました。

⑲ 本邦通貨表示の金額への換算

883

本税制の規定におけるユーロ金額の本邦通貨表示の金額への換算は、

原則として、本税制を適用する対象会計年度開始の日の属する年の前年12月における欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値を用いて行うこととされました。

(5) 国際最低課税額

「国際最低課税額」は、次の順序により算出することとされました。

- まず、グループ全体に係る基準税率に満たない部分とされる「グループ国際最低課税額」を算出します。これは、国地域単位で算出された金額の合計額です。
- 次に、グループ国際最低課税額について、按分ファクター（典型的な例として個別計算所得金額）を用いて国地域の会社等ごとに配分される「会社等別国際最低課税額」を算出します。
- 最後に、会社等に配分された会社等別国際最低課税額について、内国法人のその会社等に対する持分等を勘案して計算した「帰属割合」を用いて、その内国法人に帰属する「国際最低課税額」を算出します。

① グループ国際最低課税額

グループ国際最低課税額とは、「構成会社等に係るグループ国際最低課税額」と「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額」とを合計した金額をいうこととされました。

イ 構成会社等に係るグループ国際最低課税額

構成会社等に係るグループ国際最低課税額とは、「構成会社等（無国籍構成会社等を除きます。）に係るグループ国際最低課税額」と「無国籍構成会社等に係るグループ国際最低課税額」の合計額をいうこととされました。

(イ) 構成会社等（無国籍構成会社等を除く。）に係るグループ国際最低課税額

構成会社等（無国籍構成会社等を除きます。）に係るグループ国際最低課税額は、基本的に、「当期国別国際最低課税額」、「再計算国別国際最低課税額」及び「未分配所得国際最低課税額」の合計額から自国内最低課税額に係る税の額を控除した残額の合計額とされました。また、国別グループ純所得の金額がない場合には「永久差異調整に係る国別国際最低課税額」も合計することとされました。なお、特定構成会社等（被少数保有構成会社等、被少数保有親構成会社等若しくは被少数保有子構成会社等又は各種投資会社等）がある場合には、特定構成会社等と特定構成会社等以外の構成会社等とに区分し、特定構成会社等を一定のグループに区分して、構成会社等に係るグループ国際最低課税額を計算することとされました。

884

885

i 当期国別国際最低課税額

当期国別国際最低課税額とは、国別グループ純所得の金額から実質ベース所得除外額（一定の給与等の額又は一定の有形資産の帳簿価額の原則5%に相当する金額の合計額をいいます。以下同じです。）を控除した残額に基準税率から国別実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいうこととされました。

ii 再計算国別国際最低課税額

再計算国別国際最低課税額とは、過去対象会計年度に係る納付すべき対象租税の減少額等の一定の金額がある場合において、その過去対象会計年度に係る再計算当期国別国際最低課税額からその過去対象会計年度に係る当期国別国際最低課税額を控除した残額をいうこととされました。

iii 未分配所得国際最低課税額

未分配所得国際最低課税額とは、課税分配法における、対象各種投資会社等の利益のうち4対象会計年度以内に分配しきれなかった残額のうち対象株主等の持分に対応する金額の合計額をいうこととされました。

iv 永久差異調整に係る国別国際最低課税額

永久差異調整に係る国別国際最低課税額とは、国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から特定国別調整後対象租税額を控除した残額をいうこととされました。

(ロ) 無国籍構成会社等に係るグループ国際最低課税額

無国籍構成会社等に係るグループ国際最低課税額は、構成会社等ごとに計算する点、実質ベース所得除外が適用されない点及び自国内最低課税額に係る税の額を控除しない点を除き、基本的に無国籍構成会社等以外の構成会社等と同様とされました。

(ハ) 当期国別国際最低課税額に係る適用免除基準

構成会社等（無国籍構成会社等及び各種投資会社等を除きます。）の所在地国における国別の一定の収入金額の3対象会計年度の平均額が1,000万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額未満であり、国別の一定の利益・損失の額の3対象会計年度の平均額が100万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額未満である場合、「当期国別国際最低課税額」は零とすることとされました。

(ニ) 実質ベース所得除外額の特例

特定多国籍企業グループ等の選択により、実質ベース所得除外額を零とすることができることとされました。

- (ホ) 永久差異調整に係る国別国際最低課税額又は永久差異調整に係る国際最低課税額に係る特例

特定多国籍企業グループ等の選択により、永久差異調整に係る国別国際最低課税額又は永久差異調整に係る国際最低課税額を零とし、翌対象会計年度以降の対象会計年度における実効税率の計算において調整後対象租税額から控除することができることとされました。

- ロ 共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額

「共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額」については、構成会社等と同様に、共同支配会社等（無国籍共同支配会社等を除きます。）と無国籍共同支配会社等のステータスごとに、グループ国際最低課税額が設けられました。

- ハ 移行期間 CbCR セーフ・ハーバー

- (イ) 構成会社等に係る移行期間 CbCR セーフ・ハーバー

令和6年4月1日から令和8年12月31日までの間に開始する対象会計年度（令和10年6月30日までに終了するものに限り。）において、i から iii までの要件のいずれかを満たすときは、構成会社等の所在地におけるグループ国際最低課税額は、零とすることとされました。

- i デミニマス要件（国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された収入金額が1,000万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額未満であり、税引前当期利益の額に一定の調整を加えた金額（以下「調整後税引前当期利益の額」といいます。）が100万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額未満であること。）
- ii 簡素な実効税率要件（連結等財務諸表に記載された一定の法人税等の額及び法人税等調整額の合計額が国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された調整後税引前当期利益の額に占める割合が一定の割合以上であること。）
- iii 通常利益要件（国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された調整後税引前当期利益の額が実質ベース所得除外額以下であること。）

- (ロ) 共同支配会社等に係る移行期間 CbCR セーフ・ハーバー

共同支配会社等に係る移行期間 CbCR セーフ・ハーバーは、構成会社等に係る移行期間 CbCR セーフ・ハーバーと基本的に同様ですが、国別報告事項又はこれに相当する事項に代えて連結等財務諸表に記載された金額を用いることとされました。

② 会社等別国際最低課税額

会社等別国際最低課税額とは、グループ国際最低課税額のうち、構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得金額等に応じてその構成会社等又はその共同支配会社等に帰属する金額をいうこととされました。

③ 国際最低課税額

イ 国際最低課税額

国際最低課税額とは、構成会社等又は共同支配会社等の会社等別国際最低課税額に帰属割合を乗じて計算した金額（その計算した金額のうち他の構成会社等（その構成会社等又はその共同支配会社等に係る国際最低課税額及び外国におけるこれに相当するものを有するものに限ります。下記ハにおいて同じです。）に帰せられる部分の金額がある場合には、その金額を控除した残額）を合計した金額をいうこととされました。

ロ 帰属割合

帰属割合とは、原則として、会社等別国際最低課税額が生じている構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得金額のうち内国法人（構成会社等である最終親会社等、一定の中間親会社等又は一定の被部分保有親会社等に限ります。下記ハにおいて同じです。）が直接又は間接に有するその構成会社等又は共同支配会社等に対する持分に帰せられる金額がその個別計算所得金額に占める割合をいうこととされました。

ハ 内国法人に帰せられる会社等別国際最低課税額のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額の控除

内国法人に帰せられる構成会社等又は共同支配会社等の会社等別国際最低課税額から控除される他の構成会社等に帰せられる部分の金額は、原則として、その会社等別国際最低課税額に、その構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得金額のうちその内国法人が当該他の構成会社等を通じて間接に有するその構成会社等又は共同支配会社等に対する持分に帰せられる金額がその個別計算所得金額に占める割合を乗じて計算することとされました。

(6) 課税標準

内国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の課税標準国際最低課税額とされ、各対象会計年度の課税標準国際最低課税額は、各対象会計年度の国際最低課税額とされました。

(7) 税額の計算

内国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人

932

956

956

税の額は、各対象会計年度の課税標準国際最低課税額に90.7%の税率を乗じて計算した金額とされました。

(8) 申告及び納付等

956

① 国際最低課税額に係る確定申告

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供を最初に行う対象会計年度に係る確定申告書については1年6月以内）に、税務署長に対し、その対象会計年度の課税標準である課税標準国際最低課税額、その課税標準国際最低課税額について計算した法人税の額等の一定の事項を記載した申告書を提出しなければならないこととされました。

② 電子情報処理組織による申告

特定法人である内国法人は、原則として、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告については、国際最低課税額確定申告書又はその申告書に係る修正申告書及び添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を、電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより、行わなければならないこととされました。

③ 国際最低課税額に係る確定申告による納付

国際最低課税額に係る確定申告書に記載した法人税の額があるときは、その申告書の提出期限までにその金額に相当する法人税を国に納付しなければならないこととされました。

④ 前対象会計年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例

更正等に伴い、更正等に係る対象会計年度後の各対象会計年度で決定を受けた対象会計年度に係る課税標準国際最低課税額について計算した法人税の額が過大となる場合について、更正の請求の特例が設けられました。

(9) 更正

961

① 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準の更正をする場合には、その更正に係る更正通知書にその更正の理由を付記しなければならないこととされました。

② 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の課税標準は、推計による更正の対象外とされました。

③ 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、調査に際しその備え付けられた帳簿書類を検査するものとする措置の対象外とされました。

<b>2 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度の創設</b>	
(1) 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供	963
特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、その特定多国籍企業グループ等の特定多国籍企業グループ等報告事項等（特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称、その構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率、その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額その他一定の事項をいいます。）を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされました。	
(2) 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務の免除	965
特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の税務当局が特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができると認められる一定の場合に該当するときは、上記(1)による提供義務を免除することとされました。	
(3) 最終親会社等届出事項の提供	967
上記(2)の適用を受ける特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、その特定多国籍企業グループ等の最終親会社等届出事項（最終親会社等の名称、所在地国その他一定の事項をいいます。）を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされました。	
(4) 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供期限の特例	968
特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人が最初に特定多国籍企業グループ等報告事項等又は最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされる一定の場合には、上記(1)及び(3)の提供期限については、「1年6月以内」とすることとされました。	
<b>3 罰則</b>	969
各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税のほ脱及び特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務に対する違反行為等について所要の罰則を規定することとされました。	
<b>4 各事業年度の所得に対する法人税の額の計算における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の納付額及び還付額の取扱い</b>	970
各事業年度の所得に対する法人税の額を計算する場合には、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税の納付額は、損金の額に算入しないこととされ、その還付額は、益金の額	

に算入しないこととされました。

各事業年度の所得に対する法人税の額の計算における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税の納付額は、債務確定の日の属する事業年度において利益積立金額から減算することとされ、その還付額は、還付を受けることが確定した日の属する事業年度において利益積立金額に加算することとされました。

## 二 地方法人税法関係（特定基準法人税額に対する地方法人税の創設）

970

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設に合わせて、法人税を納める義務がある者を納税義務者とし、各課税対象会計年度の課税標準国際最低課税額について計算した法人税の額（特定基準法人税額）を課税標準とする特定基準法人税額に対する地方法人税が創設され、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告期限等に併せて、特定基準法人税額に93/907の税率を乗じて計算した特定基準法人税額に対する地方法人税の額等について申告し、その地方法人税の額を納付することとされました。

## 三 国税通則法等関係

### 1 国税通則法の改正

(1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税及び特定基準法人税額に対する地方法人税の納税義務は、対象会計年度の終了の時に成立することとされました。 975

(2) 納税証明書において証明する法人税に関する事項の範囲に、法人の各対象会計年度の課税標準国際最低課税額が追加されました。 975

### 2 国税オンライン化省令の改正

976

「通算親法人が、他の通算法人の法人税及び地方法人税に係る申請等（法人税の申告及び地方法人税の申告を除きます。）に関する事項の処理として、その申請等の情報に当該通算親法人の代表者等の電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書と併せて送信した場合には、当該他の通算法人は、その申請等を電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により行ったものとみなす措置」について、対象となる申請等が各事業年度の所得に対する法人税及び一定の基準法人税額に対する地方法人税に係る申請等に限定されました。